

第11章 地方農政局等

第1節 機構及び定員

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、

- ① 食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握
- ② 食品の安全性及び消費者の信頼確保のための監視・指導及び消費者行政
- ③ 主要食糧業務の実施
- ④ 生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進
- ⑤ 食品産業行政の推進
- ⑥ 農村及び中山間地域の振興
- ⑦ 農業農村整備事業の実施・指導・助成
- ⑧ 統計の作成及び提供
- ⑨ 農政全般に関する情報発信・収集及び相談対応等に取り組んでいる。

1 機 構

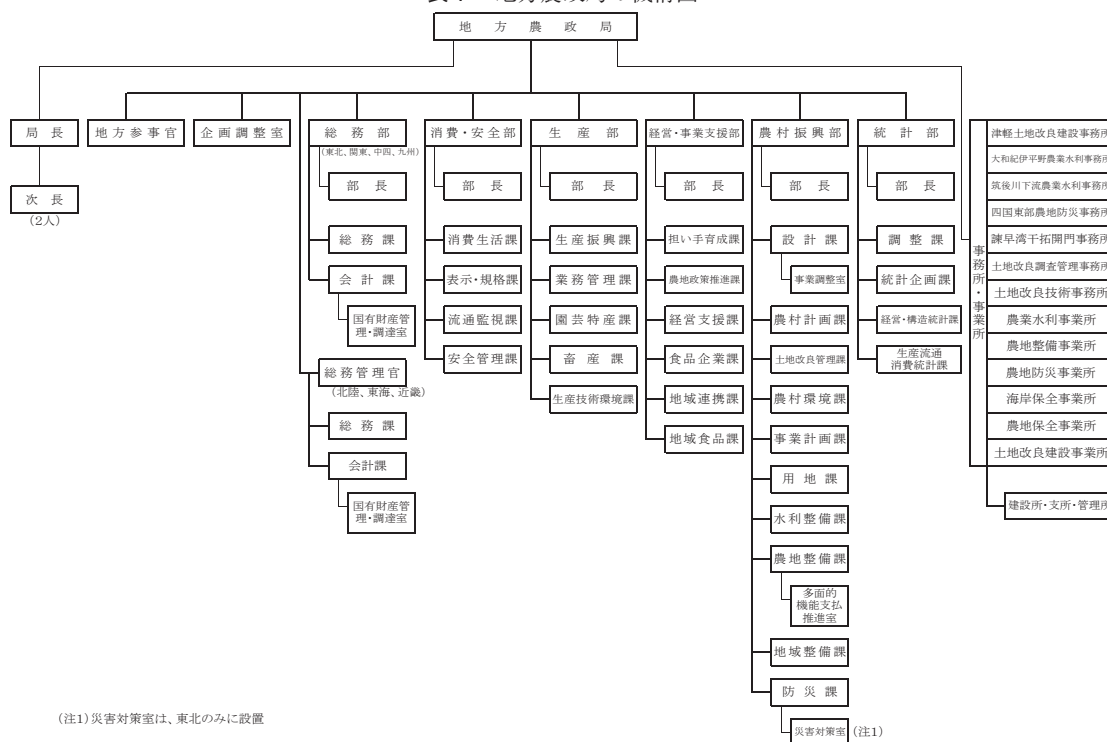
ア 地方農政局は、北海道及び沖縄県を除く全国に、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の7局が設置されている。また、北海道には北海道農政事務所が設置されており、沖縄県では内閣府沖縄総合事務局が地方農政局の任を行っている。

(ア) 地方農政局は、平成27年9月までは、内部組織の企画調整室、総務部、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村計画部、整備部、統計部、分掌機関の地域センター、事業所・事務所からなっていた。

(イ) 平成27年10月に、業務体制を強化する観点から、

- a 農村計画部及び整備部を統合、農村振興部を新設し、国営土地改良事業の調査・計画と実施・管理を一貫して推進する体制を整備
- b 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を着実に推進するため、地域セン

表1 地方農政局の機構図

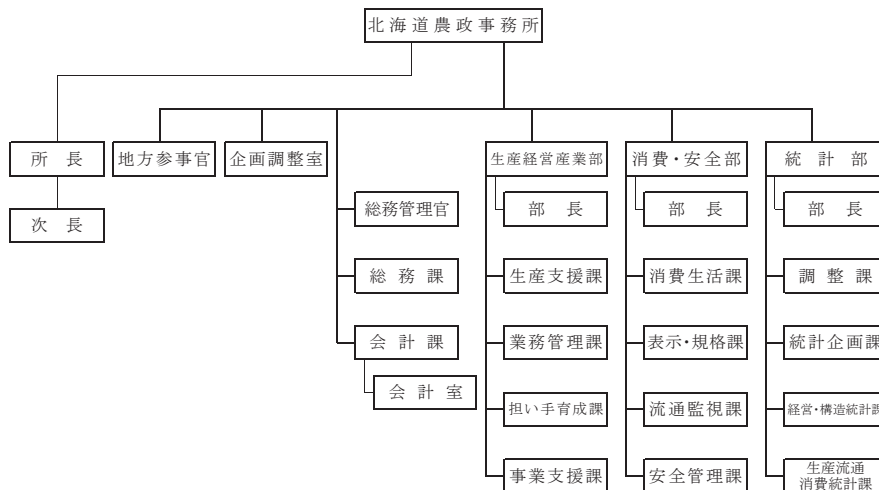


(注1) 災害対策室は、東北のみに設置

(注1)

2 定 員

表2 北海道農政事務所の機構図



地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東 北	会津南部農業水利事業所	
関 東	三方原用水二期農業水利事業所	両総農業水利事業所 中信平二期農業水利事業所
東 海		西濃用水第二期農業水利事業所
九 州	駅館川農地整備事業所	曾於北部農業水利事業所

組 織	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
地 方 農 政 局	17,894人	17,362人	16,860人	15,781人	14,693人	13,647人	12,616人	11,934人	11,550人	11,158人	10,851人	10,283人
北 海 道 農 政 事 務 所	419人	404人	761人	706人	654人	603人	595人	623人	608人	596人	580人	606人
北海道統計・情報事務所	425人	410人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	18,738人	18,176人	17,621人	16,487人	15,347人	14,250人	13,211人	12,557人	12,158人	11,754人	11,431人	10,889人

※組織再編（H15.7.1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）
 ※組織再編（H15.7.1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）
 ※組織再編（H18.4.1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。（北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）
 ※組織再編（H23.9.1）により、地方農政事務所を廃止し地域センターを設置。
 ※組織再編（H27.10.1）により、地域センターを廃止。

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 東日本大震災

東日本大震災からの復旧・復興の5年

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災では、地震による大津波で、多くの農地が流出・冠水の被害を受けた。その面積は、青森県80ha、岩手県730ha、宮城県14,340ha、福島県5,460haで、東北全体では2万610haに及んだ。

東北農政局では、現地支援チーム(平成27年度も農政局職員と地域センター(10月以降は各県拠点)職員で編成)や各事業担当職員が被災地に寄り添い、きめ細やかに対応してきた。

平成27年度における主な取組は以下のとおり。

ア 農地及び農業用施設の復旧状況

営農再開が可能となった農地は、平成27年度で東北津波被災地全体(2万610ha)の約7割に当たる1万5,050haである。また、東北農政局では、直轄特定災害復旧事業(「仙台東地区」)として、農地・農業用施設復旧、大区画ほ場整備を実施している。この「仙台東地区」では、平成26年度で1,800haの農地復旧が完了した。また、大区画ほ場整備は平成25年度から順次大区画化工事を実施し、平成27年春までに6つのブロック(約330ha)で営農を開始している。平成27年度は、六郷1ブロックなど8つのブロック(約600ha)で区画整理工事に着手した。

東北農政局が直轄事業として復旧する排水機場は、宮城県16ヶ所、福島県7ヶ所の計23ヶ所である。このうち宮城県では、16ヶ所の排水機場で事業完了した。また、福島県では、2ヶ所の排水機場で事業完了し、残る5ヶ所で本格復旧を実施中である。

イ 生産施設等の整備

東日本大震災農業生産対策交付金(平成23年度:341億円、平成24年度:29億円、平成25年度:104億円、平成26年度:75億円、平成27年度復興庁計上:51億円)により、被災した生産・営農施設や農業用機械の導入及び営農用資材や放射性物質の吸収抑制対策等の支援を行った。また、東日本大震災復興交付金(被災地域農業復興総合支援事業:復興庁計上)により、乾燥調製施設や施設園芸用ハウス、農業用機械等の導入支援を行った。

ウ 営農再開に向けた取組

被災農家経営再開支援事業(平成23年度:73億円、平成24年度:48億円、平成25年度:21億円、平成26年度:8.5億円、平成27年度復興庁計上:4.2億円)により、津波被災農地のがれき拾いや除草等の復旧作業を共同で行う農業者に対し復興組合を通じて支援金を交付した。平成27年度は被災3県(岩手県、宮城県、福島県)8市町村において15の復興組合で、約700haを対象に実施し、平成28年度から営農再開できる見通しとなった。

エ 農業の先端技術の実証研究

食料生産地域再生のための先端技術展開事業(平成23年度:4.3億円、平成24年度:7.6億円、平成25年度:24億円、平成26年度:24億円、平成27年度復興庁計上:18.5億円)により、被災3県(岩手・宮城・福島県)において、先端技術を用いた被災地の農業を復興させ、技術革新を通じて成長力ある新たな農業を育成するための実証研究を行った。

オ 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

東北農政局では、平成27年産米についても安全な米のみを出荷するよう、政府、関係自治体及び生産現場が一体となり、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた取組を支援した(福島県は全量全袋検査を実施)。また、米以外の農畜産物についても、放射性物質の低減対策や収穫後の放射性物質検査が円滑かつ適切に実施できるよう支援を行った。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成27年度の東北地域の経済は、前年からの節約志向が続いているものの、各種政策の効果や復興需要等を背景に個人消費は回復傾向にあり、雇用についても、有効求人倍率は10月以降、全国値を下回っているものの高水準で推移しており、関連工事を主体に引き続き好調で、新たに医療・福祉等での雇用も増加するなど、東日本大震災からの緩やかな回復が続いている。

主要項目別にみると、生産は、海外企業からのスマートフォン向け受注の回復や国内法人などでのパソコン需要があるものの、中国経済減速の影響などからおおむね横ばい傾向となっている。設備投資は、製造業は輸送用機械、非鉄金属での生産能力増強のための設備の新設・増設により前年度を上回ったものの、非製造業は情報通信での設備投資の一服感や、小売での新規出店数の減少により前年度を下回り、全産業では前年度を下回った。個人消費は、自動車や衣料品は伸び悩んでいるものの、生鮮食品

や総菜、コンビニエンスストアでのいれたてコーヒーなどの飲食料品を中心に回復傾向がみられる。また、国内旅行の宿泊者数は震災前の水準に戻っていないものの、海外旅行よりも国内旅行の動きは順調となっている。雇用情勢は、新規求人倍率は上昇しており、新規求人数も、復興需要等による建設業や医療・福祉を中心に高水準となっており、穏やかに改善している。

イ 農家経営

平成27年2月1日現在の販売農家数は24万戸で、平成22年に比べて6万5千戸（21.3%）減少した。

販売農家のうち、主業農家数は5万5千戸で、平成22年に比べて1万5千戸（21.6%）減少した。

平成27年農業産出額は1兆3,169億円で、前年に比べて871億円（7.1%）増加した。

平成27年水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は320万7千円で、前年に比べて52万6千円（19.6%）増加した。農業経営費は235万6千円で、2万9千円（1.2%）増加した。この結果、農業所得は85万1千円で、49万7千円（140.4%）増加した。

農外所得は137万円で、前年に比べて21万5千円（13.6%）減少した。年金等の収入は172万8千円で、前年に比べて12万3千円（6.6%）減少した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は398万2千円で、前年に比べて17万6千円（4.6%）増加した。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成27年産水稻（子実用）の作付面積は38万1,300haで、前年産に比べて2万1,200ha（5.3%）減少した。作柄は、田植期からおおむね天候に恵まれ、全もみ数が平年を上回り、登熟が8月中旬から9月上旬の気温・日照時間が平年を下回って経過したほかは、おおむね天候に恵まれ平年並みとなったものの、10a当たり収量は579kgで、作柄が良かった前年産に比べて6kg（1.0%）減少した。収穫量は220万9,000tで、前年産に比べて14万5,000t（6.2%）減少した。

なお、東北の作付面積は全国の25.3%、収穫量は全国の27.7%を占めている。

イ 麦

平成27年産麦（子実用）の作付面積は、小麦が7,040haで、前年産に比べて90ha（1.3%）減少し、六条大麦が1,200haで、前年産に比べて60ha（5.3%）増加した。10a当たり収量は、小麦が232kgで、前年産に比べて45kg（24.1%）増加し、六条大麦が

263kgで、前年産に比べて78kg（42.2%）増加した。収穫量は、小麦が1万6,300tで、前年産に比べて3,000t（22.6%）増加し、六条大麦が3,160tで、前年産に比べて1,050t（49.8%）増加した。

ウ 大豆

平成27年産大豆（乾燥子実）の作付面積は3万4,600haで、前年産に比べて2,500ha（7.8%）増加した。10a当たり収量は158kgで、前年産に比べて3kg（1.9%）増加した。収穫量は5万4,600tで、前年産に比べて4,800t（9.6%）増加した。

なお、東北の作付面積は全国の24.4%、収穫量は全国の22.5%を占めている。

エ 飼料作物

平成27年産飼料作物の作付（栽培）面積は13万3,500haで、前年産に比べて1万6,100ha（13.7%）増加した。

オ 野菜

平成27年産指定野菜14品目のうち、9品目（主産県調査：だいこん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、きゅうり、なす、トマト）の作付面積は2万5,400haで、前年産に比べて200ha（0.8%）減少した。収穫量は70万200tで、前年産に比べて2,300t（0.3%）減少した。

カ 果樹

平成27年産主要果樹7品目（りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、すもも）の栽培面積は4万1,600haで、前年産に比べて300ha（0.7%）減少した。

りんごの結果樹面積は2万7,500haで、前年産に比べて100ha（0.4%）減少した。収穫量は62万2,100tで、前年産に比べて1,700t（0.3%）増加した。

なお、東北のりんごの結果樹面積は全国の74.3%、収穫量は全国の76.7%を占めている。

キ 畜産

平成28年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は2,540戸で、前年に比べて120戸（4.5%）減少した。飼養頭数は10万3,300頭で、前年に比べて2,500頭（2.4%）減少した。

肉用牛の飼養戸数は1万3,700戸で、前年に比べて800戸（5.5%）減少した。飼養頭数は33万4,300頭で、前年に比べて800頭（0.2%）増加した。

ク 花き

平成27年産切り花類の作付面積は1,641haで、前年産に比べて10ha（0.6%）減少した。出荷量は2億9,770万本で、前年産に比べて490万本（1.7%）増加した。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 攻めの農林水産業推進本部

東北農政局では、平成25年1月29日に設置された農林水産省の「攻めの農林水産業推進本部」に対応し、東北農政局長を本部長とする「東北農政局攻めの農林水産業推進本部」を平成25年2月4日に設置した。

設置後、管内市町村、関係者等との意見交換会を平成28年3月31日までに71回開催し、現行制度の運用実態、現場ニーズや事例の収集を行った。

イ 食料の安定供給の確保に向けた取組

(ア) 食料自給率の現状

平成26年度の東北地域のカロリーベースの食料自給率（概算値）は前年度から4ポイント上昇し、109%と全国（39%）を大幅に上回っている。

品目別にみると、米の自給率が385%となっているほか、野菜・果実・魚介類で100%を上回っている。しかし、米を除く自給率は30%と低い水準にある。

(イ) 米の消費拡大の取組

東北農政局では、日本人の主食である米を多様な形で毎日の生活の中で親しんでもらうため、米粉の利用拡大に取り組んだ。その一環として、東北米粉利用推進連絡協議会との連携により、消費者を対象として、平成26年7月に、「米粉利用拡大セミナー」を開催し、米粉及び米粉食品の特性をPRした。また、平成27年11月に、「ビジネスマッチ東北」に出展し、米粉の利用についての情報提供、米粉食品の試食や展示等により利用拡大の取り組みを行った。

そのほか、学校給食に係る取り組みとして、米飯学校給食回数増加に向けて、政府備蓄米交付制度の周知や制度の活用を働きかけた。

(ウ) 食育の推進

東北農政局では、東日本大震災の被災地において食育活動に取り組む団体を調査し、「震災を乗り越えた食育」として9事例をホームページに掲載した。また、管内12か所で、県市町村等が開催する食育に関する会議に参加し、消費者等と食育に関する意見交換を行ったほか地域の食や農業に関するイベント、商業施設等での移動消費者の部屋や消費者コーナーの開設、消費者団体等を対象にした食育に関する出張講座により、ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わったバランスのとれた「日本型食生活」の広報活動や食育の普及と食生活の改

善に向けた働きかけを行った。

平成27(2015)年9月には、地域の農産物を使った食育の取組事例を通じ、食育の進め方について考えることを目的とした「東北地域の食材を使った食育活動交流会」を、平成28(2016)年3月には、東北地域における農林漁業体験活動の一層の推進を図ることを目的とした「食と農の体験活動を通じた食育交流会」を仙台市で開催した。

さらに、「とうほく食育メールマガジン」を東北地域の423の行政、団体、企業、個人に対し発信し、食育活動に関する情報などを広く共有した。

(エ) 日本食文化の維持・継承

東北農政局では、情報発信力に優れた大学生・留学生等に水田や米、日本酒について見学・体験をしてもらい、SNS等による発信により、東北の米文化の魅力を国内外にPRする「『東北の米文化』見学・体験ツアー」を企画し、平成27年5月と10月に宮城県栗原市で開催した。

見学・体験ツアーは、大学生と留学生併せて7名（5月）、10名（10月）が参加し、栗原市内の水稲ほ場において田植や稲刈りを体験した。そのほか、農家レストランで地域に伝わるもち文化の体験やカントリーエレベーターの見学を実施した。

参加者からは、「米を作るのにたくさんの手間がかかっていることが分かった。」「これからは、農作物を作ってくれた人に感謝して食事をしたい。」等の感想があり、SNSへ見学・体験ツアーの内容や感想をアップしてもらうことにより、東北の米文化の魅力をPRした。

(オ) 食の安全と消費者の信頼の確保

食の安全及び消費者の信頼を確保するために、県等と連携して有害化学物質等の調査、農薬や飼料等の生産資材の適正使用に係る調査・指導、動植物の伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止に取り組むとともに、農産物の安全確保等に有効なGAP（農業生産工程管理）の取組の推進を図った。

また、牛トレーサビリティ法に基づく生産・流通段階における遵守事項について監視・指導等を行った。

食品表示の適正化に向けた監視については、県等と連携し、監視活動の強化に取り組むとともに、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法に基づく米穀等の取引等の

記録の作成・保存及び産地情報の伝達について、米穀取扱事業者に対して履行状況の確認を行った。さらに、食糧法に基づき、生産者、需要者等に対して、用途限定米穀（加工用米、新規需要米）の流通状況の確認を行った。

消費者団体等へ安全性をはじめとした食に関する施策情報等の提供を行うとともに、消費者相談窓口において、食料、食生活等に関する相談に対応した。

(カ) 農業農村の6次産業化の推進

a 農林漁業の6次産業化

東北農政局では、六次産業化・地産地消法に基づく事業計画を平成28年3月末までに累計で335件を認定した。

また、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、各県域毎に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化プランナーの派遣等を行うとともに、当該事業計画が円滑かつ確実に実施されるよう新商品開発や加工施設等の整備に対してソフト面及びハード面で支援を行った。

さらに、農林漁業者等の6次産業化へのチャレンジをサポートする推進組織として平成22年11月に設置した「東北ブロック6次産業化推進行動会議（行動会議）」において、フェイスブックを活用した情報の発信や6次産業化を進めるための事例集の作成・発信を行ったほか、平成28年3月に「女性起業家による6次産業化」をテーマとした講演等を開催した。

b 地産地消の推進

地産地消の推進を図るため六次産業化・地産地消法に基づく「促進計画」の策定を推進し、平成28年3月末までに県段階で6県、市町村段階で163市町村が策定した。

また、「平成27年度地産地消優良活動表彰」において、管内から「株式会社アグリの里おいらせ（青森県おいらせ町）」が農林水産大臣賞を、「株式会社スタイルスグループ（宮城県仙台市）」が食料産業局長賞を受賞し、5つの団体が東北農政局長賞を受賞した。

「第8回地産地消給食等メニューコンテスト」では、「住田町学校給食センター（岩手県）」、「社会福祉法人かがの保育園（岩手県）」、「最上総合支庁お食事処千起（山形県）」が食料産業局長賞を受賞し、8つの団体が東北農政局長賞を受賞した。

c 農林水産物・食品の輸出

我が国の農林水産物・食品の輸出額は、平成27年において、統計を取り始めた昭和30年以降最高の7,451億円となった。東北地域は主に果物、米、水産物及び加工品が輸出されている。

東北農政局では、東北地域の輸出拡大に向け、品目別の情報を提供した「セミナー」等を開催した。さらに、東北地域の輸出事業者を支援するため、商流・物流のプラットフォームを有するビジネスモデルの構築を目指して官民一体となったモデル検討協議会を設立し、議論を進めた。

また、輸出を支援する在仙の関係機関が相互に情報提供・共有を行うための輸出促進連絡会議を開催するとともに、メールマガジンにより商談会や各国の輸入規制等の輸出に関する有益な情報の発信を毎月行った。

ウ 強い農業の創造に向けた取組

(ア) 農業経営体の状況

東北の認定農業者の数は、平成28年3月末現在においては、認定農業者等になることが加入要件となっている米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）への加入希望が増えたこと等から、前年より3,256経営体（全国7,642）増加し、5万2,854経営体（全国24万6,085）となった。

平成28年2月1日現在の集落営農数は、3,434で、前年に比べて128増加した。

農業法人のうち農地に係る権利の設定移転を受けた農業生産法人は、平成28年1月1日現在において、前年より176法人増加し1,999法人となった。

平成27年度の東北の新規就農者数は、前年度に比べ28人減少し1,391人となった。

就農区分別にみると、新規学卒は前年度に比べ1人増加し147人、Uターンは62人減少し451人、新規参入は13人増加し182人、雇用就農は20人増加し611人となった。

(イ) 経営所得安定対策等の実施状況

東北の平成27年度の経営所得安定対策等の支払件数は19万4千件で、前年度に比べ1万4千件減少した。（実支払経営体数）

交付金別に見ると、米の直接支払交付金支払件数は17万2千件で、離農や担い手への農地の集積が進んだことから前年度に比べ1万4千件減少した。

水田活用の直接支払交付金支払件数は11万4千件で、前年度に比べ5千件減少したが、支払面積

は戦略作物である飼料用米、大豆等の作付面積が増加したことから、11万4千haで、前年度に比べ1万9千ha（そば、なたね除く）増加した。

平成27年産より、ゲタ・ナラシ対策の加入要件を認定農業者等の担い手農業者に変更して実施している。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）支払件数は8千件で、前年度に比べ9千件減少したものの、担い手への作付が集約されたことに加え、小麦の収穫量の増や大豆の作付面積の増加等から、支払数量は全体では7万トンで、前年度に比べ7千トン増加した。

また、平成27年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の支払件数は3万3千件で、補てん総額（国費と農業者拠出計）は82億9千万円となった。

(ウ) 農地の有効利用

平成27年の耕地面積は84万8,400haで、震災からの復興があったものの、耕地の荒廃、宅地等への転用があったことから前年に比べて4,100ha減少した。

平成26年の耕地利用率（耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合）は83.6%で、前年と比べて0.3ポイントの減となった。

平成26年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき農地中間管理機構が各県に設立され、農地の出し手と受け手のマッチング等に取り組んでいる。

東北管内における平成28年3月末現在の機構の借入れ面積は2万76ha、転貸面積は2万1,300ha（うち新規集積面積は9,541ha）の実績となった。

機構による取組の成果もあり、担い手への農地の集積面積は43万1,329ha（担い手への集積率50.8%）、1年間で2万6,045ha（3.3ポイント増）増加した。

また、一般法人の農業参入では、改正農地法施行後（平成21年12月15日～平成27年12月末日）、208法人（全国は2,039法人）が参入した。

耕作放棄地の再生・利用の推進を目的として「第7回東北管内耕作放棄地解消事例発表会」（平成27年9月宮城県仙台市）を開催し、耕作放棄地の再生・利用の取組事例発表、質疑応答、現地調査を行った。

また、「東北耕作放棄地等情報ネットワーク」の会員（平成27年4月現在登録会員217名）に向けてメールマガジンを6回配信するとともに、市町村、農業委員会及び農地の引き受け手等に対し

て「東北地方における耕作放棄地解消の実践事例集7」を作成・配布し、農地活用情報や農業参入情報、耕作放棄地の再生・利用支援策などの情報提供を実施した。

(エ) 【人と農地の問題】を解決するための取組

集落・地域の「人と農地の問題解決」のために、集落・地域の関係者による話し合いにより、今後の中心となる経営体やそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」を作成する取組を推進している。

各地域で取組が進められた結果、東北のプラン作成数は、平成27年度に214市町村（青森県40、岩手県33、宮城県33、秋田県25、山形県35、福島県48）となった。

(オ) 農業生産基盤の整備

東北の水田整備状況は、平成27年3月現在で30a程度以上の標準区画整備済面積割合は、65.5%（39万8,390ha）と全国平均64.3%とほぼ同じ水準にあるが、1.0ha程度の大区画整備済面積の割合は、13.0%（7万9,098ha）で、全国平均9.6%を上回る整備状況にある。

平成22～26年度のほ場整備事業等完了地区において、事業を契機とした担い手への農地の利用集積率は、事業実施前より3.7～9.5倍に増加した。

(カ) 環境保全に向けた農業の推進

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を支援する環境保全型農業直接支払交付金の東北管内6県における平成27年度の取組状況は、制度改正に伴い実施件数は3,618件から730件に減少したものの、実施面積は前年度に比べ14,067haから20,235haに増加しており、全国の実施面積に対し27%を占めている。

平成27年度の「環境保全型農業推進コンクール（農林水産省主催）」の一環として、東北地域における有機農業をはじめとする環境保全型農業に意欲的に取り組む農業者等の7優良事例に対して、平成28年3月8日に開催した「東北ブロック環境保全型農業推進コンクール表彰式・講演会」において東北農政局長賞を授与するとともに、事例発表等を行い環境保全型農業の理解促進に努めた。

環境に配慮した農業を実践するエコファーマーの東北管内6県における平成27年3月末時点の認定件数は、37,842件であり、全国の23%を占めている。

エ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(ア) 農村地域の現状

平成27年2月1日現在の販売農家における世帯員数は、94万9千人で、平成22年の129万9千人に比べて35万1千人（27.0%）減少した。

年齢別世帯員数をみると、29歳以下は18万9千人（世帯員数に対する割合19.9%）で、平成22年の30万7千人（同割合23.6%）に比べて11万8千人（38.4%）減少した。

一方、65歳以上の高齢者は、34万5千人（同割合36.3%）で、平成22年の42万4千人（同割合32.7%）に比べて、8万人（18.8%）減少した。

(イ) 中山間地域等直接支払交付金の推進

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等の農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための諸活動に係る支援を行うもので、平成27年度は、東北172市町村の4,035集落等に交付され、交付対象農用地面積は6万7,735haとなった。また、全交付対象農用地面積の86%に当たる5万8,588haでは、集団的かつ持続可能な体制整備など農業生産活動を継続するための前向きな取組を行った。

(ウ) 多面的機能支払交付金の着実な実施

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行うもので、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもので、平成27年度については、東北227市町村のうち214市町村で実施しており、農地維持支払の取組面積は42万6千271ha、5,647の活動組織で取組を行った。

(エ) 農作物鳥獣被害対策の推進

「鳥獣被害防止特別措置法」（平成19年法律第134号）に基づく市町村の被害防止計画は、平成27年10月末までに184市町村（81%）において作成され、これら被害防止計画に基づく被害防止対策をより効果的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊が131市町村で設置された。

また、市町村を中心とした協議会等118団体が「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用して、捕獲や侵入防止柵の設置等に取り組んだ。

東北農政局では、東北地域の関係機関で構成される「東北地域野生鳥獣対策連絡協議会」を開催して各機関の被害防止の取組等を共有し東北地域の鳥獣被害防止対策の推進を図った。

(オ) 再生可能エネルギーの利用推進

再生可能エネルギー発電の導入を促進するため、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）の各地域での説明会、農林漁業者等が再生可能エネルギー発電事業の取組に必要な活動を4地区支援した。なお、同法に基づく基本計画を5市町が新たに策定したことから、同計画の策定数は7市町となった。さらに、小水力等発電設備の導入に係る調査設計及び協議調整への支援を59地区で実施した。また、バイオマス産業都市の構想づくりへの支援を1地区で実施した。

(カ) 都市と農村の共生・対流による地域活性化等

農山漁村の活性化を図るため、県又は市町村が作成する活性化計画に基づく取り組みを総合的に支援した。

平成27年度までに東北232市町村において261の活性化計画が策定され、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が交付された。

また、農林水産省、文部科学省、総務省、環境省が連携し、小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊体験活動を推進する子ども農山漁村交流プロジェクトについて、平成27年度までに東北では38カ所の受入れモデル地区を決定した。

(5) 関係機関との連携強化

攻めの農林水産業等に関する情報を発信及び現場の声を収集するため、市町村（長）との意見交換会（懇談会）を開催し、幅広く意見交換を行うとともに、福島県の避難区域等市町村の営農の再開、農業の再生に向け、農林水産本省、福島復興局及び関係自治体等と連携して、直接現場に出向いて意見交換等を行い、関係事業の活用を含めた課題の解決・支援を推進した。

また、農林水産業の6次産業化に向けた「東北ブロック6次産業化推進行動会議」の活動など関係機関と連携した取組を進めた。

(6) 広報活動

報道関係者に対して、プレスリリース（102回）、記者レクチャー（3回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

東北の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「東北食料・農業・農村情勢報告」を1,500部発行し、一般消費者や地方公共団体関係者及び報道関係者等に東北における食料・農業・農村の情勢を紹介した。

広く国民への効果的な情報提供の観点から、ホームページ掲載内容の迅速な更新を行うとともに、東北農

政局メールマガジン（平成28年3月末現在登録会員7,070名）を毎月2回配信した。

東北農政局の「消費者展示コーナー」では、管内市町村等の協力を得て、農林水産業に関する特色ある展示を行うとともに、各地域センターにおいても「消費者の部屋」や消費者コーナーを設置し、消費者に情報提供を行った。

2 関東農政局

(1) 平成27年9月関東・東北豪雨（台風第18号等による大雨）等における被害及び支援の概要について

平成27年9月7日に発生した台風第18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、関東・東北地方では9月9日から11日にかけて記録的な大雨となった。

この大雨により収穫期であった水稻、大豆等が冠水し、刈り取り不能となったほか、複数の河川で発生した堤防からの越水や破堤に伴う氾濫により、土砂や瓦礫が農地に堆積し、農業用施設等が流失、損壊した。

特に茨城県常総市では鬼怒川堤防決壊に伴う氾濫により、収穫後の保管米が浸水、農業用機械が流出、破損する等の被害も生じた。

関東管内の農業被害は全国被害額336億円の約6割に相当する188億円にのぼった。

内訳は、農地・農業用施設の損壊96億円、農作物の損傷等56億円、農業用機械の破損28億円、農業用ハウス・共同利用施設等の損壊等8億円である。

県別では、茨城・栃木両県で発生した被害額が管内全体の98%を占めている。

関東農政局では、農業関係被害の情報を収集し、状況に応じた対策を講じるため、9月10日に「台風第18号等に係る関東農政局災害対策本部」を設置し、9月25日までに計8回の本部会議を開催した。

また、各地域からの災害支援要請を受け、災害応急ポンプの貸出しを行ったほか、農業農村災害緊急派遣隊として技術系職員を派遣し、農地、農業用施設等の被害状況の調査、被害額算出に関する技術的支援、応急対策・復旧工法に関する技術的助言・指導等を行った。

さらに、農地の復旧においては、査定前着工制度の活用啓発を行い、次期作付に間に合うよう関係者一丸となって災害復旧事業を推進した。

(2) 地域経済、農業産出額及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成27年度の経済情勢を見ると、関東財務局による総括判断では、第3四半期及び第4四半期に一部

弱さが見られたものの、総じて回復または緩やかな回復が続いた。

個人消費が一年を通じて回復の傾向にあったのに対し、生産活動については、第2四半期に持ち直したに足踏みが見られ、第3四半期には弱含んでいた。

有効求人倍率の上昇に加え、完全失業率の降下や前年を下回る推移により、雇用情勢は第1四半期は緩やかに改善、第2～第4四半期は改善した。

旅行代理店等企業による旅行取扱高は、円安の影響で海外旅行が落ち込んだものの、北陸新幹線開業や客単価の増加が見られたことにより、国内旅行については好調に推移した。

イ 農業産出額

平成27年の農業産出額（都道府県別推計）は2兆2,768億円で、前年に比べ1,243億円（5.8%）増加し、全国の農業産出額（都道府県別の合計）に占める関東農政局管内の割合は26%となっている。

また、茨城県の農業産出額は4,549億円で、全国では北海道に次ぐ産出額となっている。

ウ 農業経営

平成27年の農業経営体1経営体当たり（個別経営）の、農業粗収益は502万9千円で、前年に比べ29万6千円（6.3%）増加した。

一方、農業経営費は357万8千円で、種苗・苗木費、農機具費等が増加したこと等から前年に比べ5万5千円（1.6%）増加した。

この結果、農業所得は145万1千円となり、前年に比べ24万1千円（19.9%）増加した。

また、総所得は529万円で、総所得の構成をみると、農業所得が27.4%、農外所得が32.5%、年金等の収入が39.8%となっている。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成27年産水稻（子実用）の作付面積は29万1,400haで、前年産に比べ1万8,200ha（5.9%）減少した。

作柄は、8月上旬まで高温・多照で推移したことから、全もみ数は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県で「やや多い」、その他の都県では「平年並み」ないし「やや少ない」となった。

登熟は、8月中旬以降の低温・日照不足及び台風第18号の影響により、東京都及び山梨県で「平年並み」、その他の県では「やや不良」ないし「不良」となった。

この結果、10a当たり収量は525kg（作況指数98）となり、収穫量は152万9千tで、前年産に比

べ15万2千t（9.0％）減少した。

イ 麦

平成27年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）合計の作付面積（子実用）は3万9,200haで、前年産に比べ100ha（0.3％）減少した。

収穫量は、作付面積が減少したものの10a当たり収量が増加したことから14万4,600tとなり、前年産に比べ2万6千t（21.9％）増加した。

ウ 大豆

平成27年産大豆（乾燥子実）の作付面積は1万1千haで、前年産に比べ300ha（2.8％）増加した。

収穫量は1万4,600tで、前年産に比べ1,400t（8.8％）減少した。

エ 野菜

平成27年産主要野菜（主産県調査・指定野菜14品目）の作付面積は9万3,300ha、収穫量は343万1千tであった。

作付面積が多い品目の収穫量は、キャベツが67万5,300t、レタスが37万2,100t、ねぎが、24万3,300t、ほうれんそうが12万9千tであった。

なお、この4品目で主要野菜の作付面積の約5割、収穫量の4割を占めている。

オ 果樹

平成27年産果樹（主産県調査・調査対象14品目）の結果樹面積は4万1,900haで、収穫量58万6,700tであった。

主な品目の収穫量は、みかんが12万5,500t、りんごが16万7,400t、日本なしが11万4,700t、ぶどうが7万3,900tであった。

カ 花き

平成27年産花き（主産県調査）の作付（収穫）面積は、切り花が3,797ha、鉢ものの類が640ha、花壇用苗ものの類が623haであった。

キ 畜産・飼肥料作物

平成28年2月1日現在の主要家畜の飼養頭羽数は乳用牛が19万6,400頭、肉用牛が29万8,900頭で、前年に比べそれぞれ5,200頭（2.6％）、2,600頭（0.9％）減少した。豚が264万7千頭、採卵鶏が3,688万羽で、前回（平成26年）調査に比べそれぞれ7千頭（0.3％）、102万羽（2.8％）増加した。

平成27年の生乳生産量は127万6,439tで、前年に比べ3,200t（0.3％）増加した。

平成27年産の飼肥料作物の作付面積は7万9,200haで、前年産に比べ1万7,100ha（27.5％）増加した。

ク 茶

平成27年産の茶の栽培面積は1万9,900haであった。荒茶生産量（主産県調査）は3万2,400tで、全国（主産県計）の4割を占めている。

（4）主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の現状

平成26年度の関東農政局管内のカロリーベースの食料自給率（概算値）は、平成26年10月1日現在の都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県についてみると、それぞれ、1％、2％及び11％となっている。

その他の地域については、茨城県が74％、栃木県が72％、群馬県が33％、千葉県が28％、山梨県が19％、長野県が52％、静岡県が17％となっており、全国平均39％と比較すると総じて低い水準にある。

一方、平成26年度の関東農政局管内の生産額ベースの食料自給率（概算値）は、都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県についてみると、それぞれ3％、12％及び21％となっている。

その他の地域については、茨城県が125％、栃木県が107％、群馬県が95％、千葉県が66％、山梨県が80％、長野県が118％、静岡県が52％となっており、全国平均64％と比較すると都道府県別人口の上位5都県である東京都、神奈川県及び埼玉県を除くと総じて高い水準にある。

イ 「人と農地の問題」を解決するための取組の推進

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等により、地域農業の展望を描くことが困難な集落や地域が多数存在している。このような人と農地の問題を解決するため、集落や地域における農業者の徹底した話し合いを通じて、今後の中心となる経営体とその経営体への農地集積方法、地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の作成、見直しを推進した。

関東農政局では、各都県と連携し、関係する支援策及び各都県の取組状況や優良事例等の情報共有を進め、各集落・地域における取組の推進を図った。

これにより、関東農政局管内においては平成28年3月末までに、作成を予定している386市町村のうち、379市町村（98％）、1,350地域において「人・農地プラン」が作成された。

ウ 農地の有効利用に向けた取組

今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するとの政策目標を掲げ、その達成のため毎年担い手への農地集積の目標「年間

集積目標面積」が、全国で14万9千ha、関東農政局管内で3万2千haと設定され、農地の公的な中間的受皿として整備された農地中間管理機構による農地中間管理事業等を活用して、担い手（効率的かつ安定的な農業経営体及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営体）への農地の利用集積を推進した。

農地中間管理機構を介さないものを含めた担い手への農地集積面積は、平成26年度から1万2千ha（政策目標3万2千haに対して37%程度）の増加に留まり、担い手への集積率は30.8%（平成28年3月末現在）となった。

しかし、農地中間管理事業については、制度創設2年目となるが、関東農政局管内の平成27年度実績についてみると、借入面積が9,160ha、転貸面積が8,736haと初年度に比べ約7倍に増加した。

エ 経営所得安定対策等の実施

平成27年度経営所得安定対策等（収入減少影響緩和交付金を除く）の支払件数は13万3千件（対前年比9千件減）となった。

交付金別に見ると、米の直接支払交付金は11万8千件（対前年比8千件減）、水田活用の直接支払交付金は6万6千件（対前年比1千件増）、畑作物の直接支払交付金は、交付対象者の要件を認定農業者、集落営農及び認定新規就農者へ変更を行なったことから6千件（対前年比6千件減）となった。

支払面積では、米の直接支払交付金は、主食用米から飼料用米等への作付転換が進んだこと等により11万6千ha（対前年比5千ha減）となり、水田活用の直接支払交付金（戦略作物、基幹・二毛作合計）は、飼料用米の取組が大きく増加したこと等により全体で8万4千ha（対前年比1万7千ha増）となった。

畑作物の直接支払交付金の支払数量は、大豆が収穫期の台風の影響、そばが交付対象者の要件の変更等により減少した一方、麦類が不作であった前年に比べ収穫量が増加し全体で11万8千t（対前年比1万1千t増）となった。

一方、収入減少影響緩和交付金（平成26年産）の支払件数は6千件（対前年産比2千件増）、補てん総額は63億円（対前年産比58億円増）となり、米価が大きく下落したことから、制度発足（平成19年産から）以降、最大の補てん額となった。

オ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を推進するため、平成23年度から、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から環

境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を、環境保全型農業直接支払交付金により支援している。平成27年度においては514件、実施面積4,755ha（対前年度比12%増）に対して交付を行った。

さらに、環境保全型農業の普及・啓発を目的とした環境保全型農業推進コンクールにおいて、関東農政局管内では、生産局長賞2点の受賞があり、平成28年3月に農林水産省本省主催で表彰式が行われた。また、同コンクールの管内事例を対象として関東農政局長賞2点を決定し、平成28年3月に表彰式及び事例発表会を行った。

カ 農林水産物・食品の輸出促進

関東農政局では、管内の輸出促進を推進する8県の組織と情報共有等の連携を図りつつ輸出促進に取り組んだ。さらに、輸出に取り組む事業者向け対策事業により、産地の農林漁業者や食品事業者が組織する団体等の輸出環境整備及び海外販売促進活動等の取組に対して支援を行った。

また、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて40を超える国・地域が輸入規制を行っており、これらの国・地域へ日本から食品等を輸出する際には輸出先国が求める証明が必要なことから、産地証明、放射性物質検査証明及び原産地証明に係る証明書の発行を行った（平成27年度関東農政局管内証明書発行件数2万3,857件）。

キ 食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬及び飼料並びに水産用医薬品の使用実態調査、農産物のヒ素等の有害物質実態調査、BSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザについて発生リスクを低減するための県の取組への支援等を行った。

なお、消費者の信頼を確保する取組として、関東農政局において「消費者団体との意見交換会」を開催し、「新たな食料・農業・農村基本計画」、「食品安全」等をテーマに意見交換を行ったほか、ホームページや電子メール等を通じて、消費者等に対して積極的に情報提供を行った。

さらに、生鮮食品、加工食品、有機農産物等の表示調査、食品表示110番等の情報を活用した事実確認のための立入検査等を実施し、食品表示の適正化を推進した。

米穀の適正流通の確保については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法

律に基づき、米飯類を対象として外食事業者を中心に立入検査を実施するとともに、食糧法遵守事項に基づき、用途限定米穀の主食用等への横流れ防止のため、生産者、加工業者等に立入検査等を実施した。

また、米トレーサビリティ制度の周知のため、保健所等の関係機関が開催した説明会を活用し、制度説明、パンフレットの配布、個別相談等を行った。

ク 食育の推進

関東農政局における食育の推進は、特に若い世代に向け、「日本型食生活」の普及や農林漁業体験を推進するため、セミナー、シンポジウムなどを開催するとともに、企業の食育活動の連携・拡大を図るため、食育活動を実践する企業等を対象に、情報や課題を共有する交流会を開催した。

「関東地域食育推進ネットワーク」（10月「関東食育推進ネットワーク」に統合）では、関東農政局ホームページや電子メールを活用し、農林漁業体験受け入れ施設の紹介や会員の情報発信の支援を行った。また、会員の活動事例の報告会や意見・情報交換会を実施した。

ケ 食品リサイクルの推進

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され、事業者ごとに再生利用等の実施率目標や定期報告義務が新設され、関東農政局では、法に係る啓発活動を行うとともに、食品循環資源の再生利用等の状況について確認し、指導等を行った（平成27年度529事業者）。

また、事業者に対する食品リサイクル法の概要及び定期報告書の記入方法の説明等を目的として、埼玉県さいたま市、東京都江東区、神奈川県横浜市の計3会場（延べ4回）で説明会を開催した（出席者数約480人）。また、平成27年度の定期報告書提出数は1,187件で、全国の約3分の1を占めている。

さらに、優良な再生利用事業者を育成することを目的として、登録再生利用事業者制度に基づき、平成27年度は10件の再生利用事業者の新規登録、更新等を行った（平成28年3月末現在の関東農政局管内における登録事業者数は56件）。

平成27年1月には、産業廃棄物処理業者が、廃棄食品を食品として不正転売した事案が発覚したため、環境事務所等と合同で、全ての登録再生利用事業者に対し、食品リサイクル法に基づく立入検査を実施した。

コ 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林

水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づく事業計画の認定は、平成28年3月末までに総合化事業計画が361件、研究開発・成果利用事業計画が11件行われ、この認定事業計画等の取組に対する支援として、6次産業化ネットワーク活動交付金等を通じて、事業計画の作成支援や認定事業計画のフォローアップのための6次産業化プランナーの派遣、商品開発、販路拡大及び施設整備等への助成を行うとともに、制度資金による融資等を行った。

サ バイオマスの利活用の推進

平成21年9月にバイオマス活用推進基本法が施行され、平成22年12月に同法に基づくバイオマス活用推進基本計画が策定された。関東農政局では、同計画に基づき、都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画の策定並びに実施に向けた地域での取組を推進したところ、平成27年度までに4県7市町の11地区で計画が策定された。

また、平成24年9月、関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）で構成されたバイオマス活用推進会議において「バイオマス事業化戦略」が決定され、その取組の一つに、バイオマス産業を軸とする「環境にやさしく災害に強いまち・むらづくり」を目指す地域、いわゆるバイオマス産業都市の構築が盛り込まれ、平成30年までに全国で100地区の構築を目指すこととされた。関東農政局では、バイオマス産業都市の構築を進めるため、管内都県、市町村に対して普及推進を図った。バイオマス産業都市の選定については、平成27年度までに、関東農政局管内では4地域が選定された。

シ 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害の軽減のため、関東農政局管内都県と連携しつつ、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成を推進したところ、平成28年3月時点の被害防止計画策定市町村数は300市町村（対前年比7市町村増）となった。

また、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊については、市町村への督励活動等を実施しており、142市町村（対前年比13市町村増）で設置された。

ス 耕作放棄地解消の取組

耕作放棄地解消に向け、耕作放棄地対策検討チーム（平成24年4月設置）を主体に、県及び市町村との意見交換等を通じて、耕作放棄地解消に取り組んでいる。その活動の一環として、平成21年度に創設

された「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の周知を図り、荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援した。平成27年度は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して164haの耕作放棄地を解消した。

セ 多面的機能の維持・発揮

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動について、3,105活動組織、17万6,441haで取り組まれた。

また、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動を維持する取組が、2,300協定、2万670haで行われた。

ソ 農業生産基盤の整備

農業競争力強化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備を推進した。国が事業主体となる国営事業については、大規模な優良農業地域において12地区〔(新規2地区)三方原二期、竜西、(継続10地区)釜無川、牧之原、伊那西部、笛吹川沿岸、両総、北総中央、那珂川沿岸、印旛沼二期、中信平二期、大井川用水(二期)〕で実施し、基幹的な農業水利施設等の整備や保全を行った。

なお、関東管内の耕地面積は全国の約18%を占め30a程度以上の区画整備済水田の割合は、64.0% 1ha以上の区画整備済水田の割合は5.9%となっている。

タ 東日本大震災で被災した農地・農業用施設等の復旧・復興支援

関東農政局では、農地・農業用施設等の復旧・復興支援のため、平成23年度から職員を派遣している。平成27年度においては、福島県相馬市に2名×6週間、双葉郡楢葉町に1名×6週間派遣した。

(5) 関係機関との連携強化

各種施策の推進に当たり、関係省庁、都県、生産者団体、消費者団体、試験研究機関等との各種会議や意見交換を行った。

地方創生に向けた農山漁村の活性化に向けて、次世代を担う若者が農業・農山漁村の現状、課題及び今後の可能性について理解を深めることを目的とした「課題解決提案型授業」を、実践女子大学と連携して行った。

「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野の対策について、地方公共団体及び関係団体、関

係者等に説明するため、「農政新時代キャラバン説明会」を開催した。

(6) 広報活動

「平成27年度関東食料・農業・農村情勢報告」では、関東農政局管内の食料・農業・農村をめぐる状況や課題等を明らかにするとともに、特集編には新たな取組としてGIS(地理情報システム)を活用した分析を掲載するなどして公表を行った。「関東農政局メールマガジン」では、関東農業に関する情報を中心に掲載し隔週発行を行った。さいたま新都心合同庁舎1号館2階エントランスにある掲示板に一般消費者へ向けて、関東農政局の取組を紹介する各種ポスターの掲示及びパンフレットを常備・配布し、広報活動を行った。

3 北陸農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成27年度の経済情勢を見ると、緩やかに回復した。

個人消費は、百貨店・スーパーの売上高は持ち直しており、乗用車販売、家電販売は底堅く推移した。設備投資は、製造業を中心に着実に増加し、公共投資は、各種経済対策に基づく案件が落ちてきたことから、減少傾向となった。生産は、化学、電子部品・デバイスで着実に増加した。雇用情勢は、有効求人倍率が高水準で推移し、着実に改善された。

イ 農業経営(水田作経営)

北陸管内の平成27年水田作経営の個別経営体1経営体当たりの農業粗収益は296万4千円で、前年に比べ45万9千円(18.3%)増加した。

一方、農業経営費は227万9千円で、前年に比べ10万8千円(5.0%)増加した。

この結果、農業所得は68万5千円となり、前年に比べ35万1千円(105.1%)増加した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は482万4千円で、前年に比べ28万6千円(6.3%)増加した。

水田作作付け延べ面積規模別で最も大きい20ha以上階層の農業所得は1,961万8千円と、北陸管内において平均的な経営規模である1.0～2.0ha階層(30万4千円)の約65倍となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成27年産水稻の作付面積(子実用)は前年産に比べ4,700ha(2.2%)減少し、20万7,800haとなった。

10 a 当たり収量は、全もみ数が「平年並みからやや多く」、登熟は「平年並みからやや不良」となったことから、前年産に比べ5 kg (0.9%) 減少し、531kg となった。

県別では、新潟県が527kg、富山県が559kg、石川県が522kg、福井県が518kg となった。

この結果、収穫量は前年産を3万5千t (3.1%) 下回る110万4千t となった。

なお、作柄を示す農家等が使用しているふり目幅ベースで算出した作況指数は、新潟県が97、富山県が103、石川県が101、福井県が99で北陸全体では99となった。

イ 麦

平成27年産六条大麦（子実用）の作付面積は前年産に比べ460ha (4.7%) 増加し、1万200ha となった。10 a 当たり収量は、前年産を25kg (8.1%) 下回る283kg となった。

この結果、収穫量は前年産を1,100 t (3.7%) 下回る2万8,900 t となった。

ウ 大豆

平成27年産大豆（乾燥子実）の作付面積は前年産に比べ700ha (5.5%) 増加し、1万3,300ha となった。10 a 当たり収量は、前年産を33kg (19.6%) 上回る201kg となった。

この結果、収穫量は前年産を5,500 t (25.9%) 上回る2万6,700 t となった。

エ 園芸作物

平成27年の野菜の作付延べ面積は前年に比べ200ha (0.9%) 減少し、2万2,200ha となった。

平成27年の果樹の栽培面積は前年に比べ60ha (1.1%) 減少し、5,250ha となった。

平成27年産の花きの作付（収穫）面積（主産県）は、切り花類（新潟県）で前年に比べ100 a (0.4%) 増加し、2万2,500 a、球根類（新潟県、富山県の合計）で前年に比べ1,230 a (5.5%) 減少し、2万1,320 a となった。

オ 畜産

平成28年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は364戸（前年比1.6%減）で、飼養頭数は1万4,300頭（同3.4%減）となった。

肉用牛の飼養戸数は423戸（同2.5%減）で、飼養頭数は2万1,000頭で前年と同数となった。

豚の飼養戸数は167戸（前回比（平成26年2月1日現在調査）2.3%減）で、飼養頭数は24万7,100頭（同1.2%増）となった。

採卵鶏の飼養戸数は106戸（前回と同数）で、飼

養羽数は1,000万5千羽（同4.0%増）となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 現場と農政を結ぶ取組

平成27年10月1日に組織再編を行い、農政についての説明や相談に対応する「地方参事官」を管内の県庁所在地に常駐（県域拠点）させ、農政全般に関する総合窓口として、自治体等と連携して農政課題の解決に取り組んだ。具体的には、地方参事官ホットラインによる農業者、事業者等からの問い合わせへの対応、県、市町村、農協組織等への訪問、各種会議への参加、説明会の開催による農林水産関係予算の内容や環太平洋パートナーシップ（TPP）協定対策の説明等を行った。

イ 食料自給率向上に向けて

(ア) 国産農林水産物の消費拡大に向けた取組

北陸管内の平成25年度における食料自給率は81%と高い値を示している一方、米を除く自給率は12%と全国の水準を下回っている。

このため、食料自給率向上に向け「フード・アクション・ニッポン」キャンペーンを実施し、また、「石川の農林漁業まつり」等のイベントや北陸農政局「消費者の部屋」を活用し、国産農産物の消費拡大や地産地消を推進するパネル展示及び資料配布等を行った。

食料自給率向上に寄与する事業者・団体等の取組を一般から広く募集し、優れた取組を表彰し、その活動を広く社会に浸透させることを目的とした「フード・アクション・ニッポン アワード2015」への応募を呼びかけた結果、北陸管内の団体等から多数の応募があり、9件が入賞し、6件が優秀賞を、3件が特別賞等を受賞した。

また、東日本大震災被災地の食と農の復興を応援する取組である「食べて応援しよう!!」への参加についても、各種イベント等で積極的にPRした。

米の消費拡大に向けて、市町村への米飯学校給食の拡大の推進やごはん食の効用の普及・啓発、販売業者への業務用米の安定的な取引のほか、各種イベント等における普及・啓発活動などに取り組んだ。

また、米粉の利用促進を図るため、北陸地域米粉利用推進連絡協議会や各県と連携し、米穀の新用途への利用の推進に関する基本方針等説明会（平成27年8月金沢市）、米粉セミナー（平成28年3月富山市）を開催するとともに、北陸地域の「米粉製品販売店マップ」（平成28年3月末現

在303店舗）をホームページで紹介した。

(イ) 地域における食育の取組

「食育月間」の取組として、北陸管内で「気をつけていますか？毎日の食事」をテーマとした「とくだねe～講座」の開催、「移動消費者の部屋」の開設によるパネル展示、企業・大学等の食堂での卓上メモを活用した食育に関する情報提供活動等を実施した。石川県では、「北陸農政局食育現地見学会」を開催し、大野醤油醸造協業組合を見学して意見交換を行い、地域の伝統的な食文化を支えた醤油について知識を深めた。

会員相互の交流の場として、「食育ネットほくりく」交流会を北陸管内各県で開催した。石川県では、「若い世代に対する食育の推進」をテーマに、上越教育大学大学院教授 野口 孝則氏による講演（演題「食を大切にすることの魅力を若い世代に伝えるために」）、会員との意見交換会を実施した。

「日本型食生活」の普及を目指した取組として、リーフレットを配布し、情報提供を行った。また、食事バランスガイドを活用した「とくだねe～講座」の開催や一般の方を対象に「日本型食生活等アンケート調査」を実施した。

子供から大人まで幅広い層に教育ファーム等農林漁業体験への参画を促すため、取組主体の活動を調査し、農政局ホームページで紹介した。

その他、メールマガジン、農政局ホームページ、パネル・リーフレット等を活用して食育に関する情報提供を行った。

ウ 食料の安定供給の確保に関する施策

(ア) 食の安全と消費者の信頼確保に関する取組

a コミュニケーションの推進、消費者への情報提供及び意見交換

消費者の食に関する知識を深めるための「とくだねe～講座」を20回実施するとともに、「消費者団体との意見交換会」を「日本型食生活の普及・推進に向けて」、「農業生産工程管理（GAP）の取組」をテーマに実施（各県1回、石川県のみ2回）し、消費者ニーズの把握と農林水産行政に関する消費者の理解の促進を図った。

b 農産物のリスク管理の推進

農産物の残留農薬やかび毒及びヒ素含有等の実態について各県と連携して調査するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散防止、各種有害物質等の吸収抑制・低減対策等の

徹底を働きかけた。

このほか、各県の病虫害防除所職員等担当者を参集した技術研修会を開催し、各県における病虫害同定診断技術の向上を図った。

c 家畜伝染病の発生・まん延防止

北陸管内での高病原性鳥インフルエンザ等の発生リスクを低減するための各県の取組への支援等を行うとともに、発生した場合に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、「北陸農政局管内において特定家畜伝染病が発生した場合等における対応マニュアル（平成28年3月22日「北陸農政局特定伝染病対応マニュアル」に改正）」に基づき、模擬訓練及び防護服の着脱訓練を実施した。

d 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）に関する取組

ペットフード安全法（平成20年6月18日法律第83号）に基づき、製造・輸入業者の届出を受け付けるとともに、販売業者への立入調査及び立入検査を実施した。

e 牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）（平成15年6月11日法律第72号）に基づき、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を推進する観点から、牛の飼養者及び牛肉の販売業者等に対して巡回を実施し、点検・指導を行った。

f 食品表示の監視・指導等

食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）及び農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）（昭和25年5月11日法律第175号）に基づく食品の適正表示を推進するため、食品事業者に対して生鮮食品表示状況及び加工食品の原料原産地等の表示状況の調査並びに食品表示110番等に寄せられた不適正表示等に関する情報に基づく調査を実施し、不適正な表示を確認した場合は指導を行った。なお、北陸農政局では、本年度は20業者に文書指導を実施した。

食品表示に関する法令を所管する関係各機関との連携を図るため、各県で開催された「食品表示監視協議会」に参画し、不適正表示に関する情報共有や意見交換等を行った。

(イ) 米の適正流通確保等に向けた取組

a 米トレーサビリティ法について

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情

報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）（平成21年4月24日法律第26号）に基づき、米穀を使用する北陸管内の飲食店等を対象に履行確認等のための立入検査を実施した。また、同法に基づく取引記録の作成・保存、産地情報の伝達等について、関係する各種事業者団体への普及・啓発のため、北陸管内で76回の説明会等を実施した。

b 用途限定米穀の横流れ防止

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（食糧法遵守省令）（平成21年11月5日農林水産省令第63号）に基づき、用途限定米穀（加工用米、飼料用米等新規需要米、備蓄米等）の適正流通確保のため、北陸管内の米穀の出荷販売事業者等への立入検査を実施した。

c 適切な農産物検査制度の運営確保の取組

農産物検査法（昭和26年4月10日法律第144号）に基づく制度の適切な運営を図る観点から、北陸管内の登録検査機関を対象に立入調査を実施した。

北陸管内で登録検査機関の業務停止命令を1件行った。

(ウ) 6次産業化の推進

6次産業化ネットワーク活動交付金を活用した県主導による推進体制のもと、各県が定めた実施方針に基づくサポート機関の設置・体制の整備、プランナーによる相談・支援活動等について支援を行った。

また、北陸農政局ホームページや北陸地域6次産業化推進ネットワーク協議会を活用し、6次産業化支援施策やイベント等の情報発信をしたほか、北陸農政局作成のパンフレット、事例集を活用し、農林漁業者等に対し、6次産業化の取組の普及・啓発を行った。

このような取組の結果、平成27年度は、総合化事業計画6件を認定した。

さらに、認定事業者の進捗状況のフォローアップとして意見交換会等を行った。

(エ) 地理的表示保護制度の推進

平成27年6月に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成26年6月25日法律第84号）に基づき、地理的表示保護制度を推進するために、申請候補団体等に対し制度の説明を行うとともに、「地理的表示保護制度に関する北陸ブロック説明会」（平成27年4月）を開催した。

また、「北陸ブロック地理的表示登録産品事例報告会」（平成28年2月）を開催し、全国で地理的表示登録された団体（2団体）から取組事例の発表が行われた。

(オ) 地産地消の推進

地産地消の推進のため実施された「地産地消給食等メニューコンテスト」の学校給食・社員食堂部門において福井県内の団体が文部科学大臣賞を受賞した。また、北陸農政局長賞を設定し、学校給食・社員食堂部門において4団体（新潟県、福井県内の団体）、外食・弁当部門において1団体（富山県内の団体）を表彰した。

このほか、地産地消優良活動表彰として、福井県内の団体の取組が食料産業局長賞を受賞し、3団体（新潟県、富山県内の団体）を北陸農政局長賞として表彰した。

(カ) 農林水産物・食品等の輸出促進

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会と連携し、輸出に関する知識・意識の向上を図るための輸出セミナー（平成28年3月）を開催した。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて食品等の輸入規制をしている諸外国への輸出証明書の発行業務を行い、平成28年3月末現在で2,215件の証明書を発行した。

エ 農業の持続的な発展に関する施策

(ア) 認定農業者の動向

平成28年3月末現在の認定農業者数は、新規認定数が大きく増加したこと、また再認定率も上がったことから、前年に比べ2,088経営体増加し、2万95経営体となった。

また、認定農業者のうち法人の数は、前年に比べ155経営体増加し2,106経営体となった。

(イ) 集落営農の組織化・法人化の動向

平成28年2月1日現在の集落営農数は2,389（全国構成比15.8%）で、前年に比べ16増加した。組織形態別にみると、法人は1,036で全体の43.4%と、全国の27.9%を15.5ポイント上回っている。

(ウ) 一般法人の農業参入の動向

平成21年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の法人（一般法人）が農業に参入する際の規制が大幅に緩和された。この改正を受けて、平成21年12月から平成27年12月の6年間で新たに108法人が農業に参入した。改正農地法施行以前6年半（平成15年4月から平成21年12月）の間に参入した法人数は55法人であることを踏まえると、約2倍のペースで進んでいる。

(エ) 新規就農の促進

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年の新規就農者の大幅な増大を図るため、就農前後の青年就農者に対する青年就農給付金、青年就農者の農業法人等への雇用就農を促進する農の雇用事業、地域リーダーを育成する農業者育成支援事業を行った。

(オ) 女性農業者の参画に向けた取組

農山漁村における女性の経営参画や起業活動を促進するため、「北陸地域農山漁村女性6次産業化実践セミナー」（平成27年6月）及び「北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム」（平成27年11月）を開催した。

(カ) 人・農地プランの推進

集落や地域における徹底した話し合いを通じて、今後の地域の中心となる経営体や将来の農地利用のあり方と農地中間管理機構の活用方針、中心となる経営体以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」（以下「プラン」という。）の作成・見直しを推進してきた。

北陸管内におけるプランの作成状況は、平成28年3月末現在、作成を予定した79市町村（新潟県：28市町村、富山県：15市町村、石川県：19市町、福井県：17市町）の全てにおいて、2,480地域のプランが作成された。

(キ) 農地利用集積の状況

平成26年3月に施行された農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）に基づき、農地中間管理事業の活用を柱に、担い手への農地利用集積・集約化を進めている。

平成28年3月末までの1年間に、農地中間管理機構の貸付面積は9,772ha（前年度5,019ha）、そのうち担い手への新規集積面積は4,623ha（前年度2,246ha）となり、機構の貸付面積は約1.9倍、新規集積面積は約2.1倍となった。

(ク) 優良農地確保対策の推進

農地転用許可制度、農業振興地域制度の適正運用により、優良農地の確保に努めた。

また、荒廃農地の再生利用等を推進するため、北陸農政局耕作放棄地解消プロジェクトチームにおいて局内での情報共有等を行うとともに、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による実態把握、市町等との意見交換及び各種支援策の活用等の働きかけ等の取組を実施した。

(ケ) 経営所得安定対策の取組

平成27年度からは、農業の担い手に対する経営

安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年6月21日法律第88号）を改正し、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と米・畑作物収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の対象農業者を認定農業者、集落営農及び認定新規就農者とし、いずれも規模要件を課さないこととし実施した。

平成27年度の加入推進に当たっては、県段階、地域段階の農業再生協議会と連携しながら、積極的に推進活動を展開した。

北陸管内の申請件数は9万9,459件となり、前年度の支払実績と比べ6,656件減少した。

経営形態別にみると、個人が9万6,640件、法人が1,774件、集落営農が1,045件となり、平成26年度と比較して個人及び集落営農が減少し、法人は増加となった。

交付金別にみると、米の直接支払交付金が9万6,445件、水田活用の直接支払交付金が5万3,234件、畑作物の直接支払交付金が4,114件、米・畑作物収入減少影響緩和交付金が1万7,284件となり、前年度と比較して米の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金が減少し、水田活用の直接支払交付金及び米・畑作物収入減少影響緩和交付金は増加した。

平成27年度の支払状況を交付金別に見ると、米の直接支払交付金の支払件数は、9万5,396件で、前年度に比べて8,050件減少となった。

水田活用の直接支払交付金の支払件数は、4万8,522件で、前年度に比べて2,009件減少し、支払面積は、戦略作物である麦、大豆、米粉用米、飼料用米が増加したことから3万9,754haで、前年度に比べて4,809ha（そば、なたね、備蓄米を除く）増加となった。

畑作物の直接支払交付金の支払件数は、3,910件で、前年度に比べて2,038件減少したが、支払数量は、大豆、そばの作柄が良好だったことから全体で5万1,960tで、前年度に比べて3,954t増加となった。

平成27年産米・畑作物収入減少影響緩和対策の支払件数は1万6,573件で、補てん総額（国費と農業者拠出計）は76億3,400万円となった。

(コ) 農業の生産基盤の整備

北陸管内は、耕地面積の90%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は68.8%、50a以上の区画整備済面積の割合は11.4%となっている（平成26年度時点）。

平成27年度は、北陸管内で国営かんがい排水事

業9地区〔柏崎周辺、新川流域、加治川用水、新川流域二期、関川用水（以上新潟県）、射水平野（富山県）、手取川流域、河北潟（以上石川県）、九頭竜川下流（福井県）〕及び国営総合農地防災事業1地区〔庄川左岸（富山県）〕において事業実施した。

(サ) 米政策改革の着実な推進

平成25年12月に取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられた「水田のフル活用と米政策の見直し」を踏まえ、戦略作物等の作付拡大及び需要に応じた米生産の推進を行った。

特に、平成27年産の米粉用米の作付面積は前年に比べ794ha増加し、2,050haとなった。また、飼料用米の作付面積は、前年に比べ3,475ha増加し、5,304haとなった。

(シ) 環境保全型農業の推進

北陸管内の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）（平成11年7月28日法律第110号）」に基づく認定農業者（エコファーマー）は、平成28年3月末現在で3万8,686件（前年比4.0%減）となった。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援する環境保全型農業直接支払交付金については、管内各県等で説明会を開催するなどして制度の周知を図った。その結果、平成27年度の管内の実施件数は530件、実施面積は8,510ha（前年比17.2%増、全国に占める割合11.5%）となった。

(ス) 生物多様性の保全への貢献

GIAHS（世界農業遺産）認定地域である新潟県佐渡市において、人と自然の共生を目指す「トキを育む生物多様性保全型農業」の推進のため、これまで関係機関が取り組んできた効果について検証し、農地における多様な生物の生息状況について農業者及び関係機関と情報を共有した。

オ 農村の振興に関する施策

(ア) 多面的機能支払交付金の推進

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成され、平成26年度に創設されている。

北陸管内では各県、各市町村、各県推進組織と情報共有を図り、事業を推進している。

その結果、平成27年度には農地維持支払交付金については、3,558地区（前年比119地区増）、21

万6,395ha（前年比1万5,141ha増）にて取組が行われた。

また、資源向上支払（共同活動）は、2,973地区（前年比63地区増）、20万1,814ha（前年比2万1,289ha増）にて取組が行われ、資源向上支払（長寿命化）は、1,322地区（前年比76地区増）、8万1,407ha（前年比1万5,777ha増）にて取組が行われた。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

平成27年度は、北陸管内66市町村で1,946協定が締結され、3万3,115ha（前年比146ha増）の農用地において耕作、維持管理等の活動が行われた。

(ウ) 農山漁村の活性化に向けた取組

北陸管内においては「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法）（平成19年5月16日法律第48号）」に基づく「活性化計画」が、19市町において新たに20計画策定され、平成19年度からの累計で66市町において243の計画が策定されている。これらの「活性化計画」に基づき米粉処理加工施設の導入など、農山漁村地域の創意工夫を活かした取組に対し「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を交付し支援を行った。

(エ) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣被害を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）（平成19年12月21日法律第134号）及び鳥獣被害防止総合対策事業等について、北陸管内市町村等への周知を図った。

その結果、平成28年3月末現在で、北陸管内81市町村中80市町村において同法に基づく被害防止計画が作成され、57地域協議会（71市町村、管内市町村の87.7%）において上記事業が実施された。また、同法に基づき被害防止対策を効果的かつ効率的に行う鳥獣被害対策実施隊は59市町（管内市町村の72.8%）において設置された。

(オ) バイオマス利活用の推進

「バイオマス活用推進基本法（平成21年6月12日法律第52号）」に基づき、北陸管内の県及び市町村に対して、地域のバイオマス活用推進計画の策定を推進し、平成27年度末までに1県4市において計画が策定された。

「バイオマス事業化戦略」に基づくバイオマス産業都市の構築を推進するため、「地域バイオマ

ス産業化推進事業」の活用を図り、新潟県十日町市及び富山県南砺市に対し支援を行った。

(カ) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農村との交流等を通じた農山漁村の活性化に向けては、グリーン・ツーリズムや子ども農山漁村プロジェクトなど、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接交付（「都市農村共生・対流総合対策交付金」。北陸管内28地区）した。

(キ) 障害者就労の促進

農業分野における障害者就労を促進するため、障害者の就農に取り組むNPO法人や社会福祉法人、農業者が組織する団体、国・地方公共団体等の行政機関をメンバーとする「北陸障害者就農促進ネットワーク」において、「北陸障害者就農促進ネットワーク公開セミナー」（平成27年7月）及び「北陸障害者就農促進に関する意見交換会」（平成27年7月、平成28年3月）を開催した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、管内の自治体、関係団体、農業者等との懇談会や意見交換会等の場において、幅広く情報発信、意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。

さらに、各種事業の啓発や、情報交換を行いながら、関係省庁地方機関、自治体、関係団体等と連携し、シンポジウムやイベント等を開催した。

(5) 広報活動

ア 報道機関への情報発信及び意見交換

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時、公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を開催し、一般国民への情報提供に努めた。

イ ホームページ、メールマガジン及び広報誌による情報発信

農政局ホームページにおいて、食料自給率の向上の取組をはじめ、経営所得安定対策、担い手への農地集積・集約化、農山漁村の6次産業化など農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等に発信した。

また、農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策の情報を会員（28年3月末現在、約4,800名）に対し毎月5日と20日に配信した。

さらに、広報誌「ニュースレター北陸」において、自治体、消費者団体等に対し、会議や説明会の開催案内及び調査結果の公表等の情報を発信した。

4 東海農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成27年度の管内の経済情勢を見ると、消費税率引き上げによる影響（反動減）が一巡し、穏やかな改善が続いた。

設備投資は、製造業においては合理化・効率化投資や維持・更新、非製造業においては小売業の改装により増加した。

個人消費は、百貨店では衣料品が振るわなかったものの、インバウンド需要により高額品、化粧品等の消耗品が好調であり、スーパーでは飲食料品が堅調であったことから、全体としては緩やかに持ち直した。

生産面は、自動車関連が横ばいで推移したものの、電子部品・デバイスが増加したことから、全体として穏やかに持ち直した。雇用は、自動車関連を中心に非正規社員の採用の動きにより、着実に改善している。

イ 農業経営の概要

東海3県における平成27年の個別経営（農業生産物の販売を目的とする農業経営体）の1経営体当たり農業粗収益は435万1千円、農業経営費は341万2千円となり、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は93万9千円となった。

また、農外所得は164万7千円、年金等の収入は221万9千円となり、農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は480万5千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成27年産水稲の作付面積（子実用）は7万8,900haで、前年産に比べ4千ha（5%）減少した。

10a当たり収量は492kgで、前年産を1kg下回った。また、ふるい目幅1.80mmのふるいを使用し選別した10a当たり収量は482kgで作況指数99の平年並みとなった。

これは、全もみ数、登熟ともに平年並みであったためである。

収穫量は38万8,200tで、前年産に比べ2万500t（5%）減少した。なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は37万8,800tと

なった。

イ 小麦

平成27年産小麦の作付面積は1万5,100haで、前年産に比べ500ha（3%）増加した。

10a当たり収量は311kgで、前年産を61kg（16%）下回った。

収穫量は4万6,900tで、前年産に比べ7,400t（14%）減少した。

ウ 大豆

平成27年産大豆の作付面積は1万1,900haで、前年産に比べ500ha（4%）増加した。

10a当たり収量は101kgで、前年産を25kg（20%）下回った。

収穫量は1万2千tで、前年産に比べ2,400t（17%）減少した。

エ 茶

主産県（愛知県及び三重県）における平成27年産茶の摘採延べ面積は6,790ha、生葉収穫量は3万7千t、荒茶生産量は7,720tとなった。

オ 野菜

平成27年産野菜の作付面積は2万8,100haで、前年産に比べ400ha（1%）減少した。

品目別では、キャベツの作付面積は6,090haで前年産に比べ80ha（1%）減少し、収穫量は27万7,500t（全国シェア19%）となった。

また、トマトの作付面積は986ha、収穫量は7万5,100t（同10%）となった。

なお、愛知県におけるキャベツの作付面積及び収穫量は全国1位である。

カ 果樹

平成27年産果樹の栽培面積は1万300haで、前年産に比べ200ha（2%）減少した。

キ 花き

愛知県における平成27年産花きの作付（収穫）面積は切り花類が1,531ha、鉢ものの類が346haとなった。また、出荷量は切り花類が6億1,210万本（全国シェア16%）、鉢ものの類が5,420万鉢（同24%）となった。

ク 畜産

(ア) 乳用牛

平成28年2月1日現在の飼養戸数は519戸で、前年に比べ34戸（6%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は75.1頭で、前年に比べ1.9頭（3%）増加した。

(イ) 肉用牛

平成28年2月1日現在の飼養戸数は1,060戸で、

前年に比べ70戸（6%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は95.3頭で、前年に比べ4.0頭（4%）増加した。

(ウ) 豚

平成28年2月1日現在の飼養戸数は298戸で、1戸当たり飼養頭数は1,810.4頭となった。

(エ) 採卵鶏

平成28年2月1日現在の飼養戸数（種鶏のみの飼養者を除く。）は314戸で、1戸当たり成鶏めす飼養羽数は5万500羽となった。

(オ) ブロイラー

平成28年2月1日現在の飼養戸数は45戸で、1戸当たり飼養羽数は5万5千羽となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 東海地域の自給率向上に向けた推進活動等

平成27年11月、国民一人一人が取組可能な国産農産物の消費拡大運動の推進に向け「国産農産物でみんな元気～女子大生が考える「食」～」をテーマに、名古屋学芸大学と連携し「東海地域食料自給率向上研究会」を開催した。

東海3県の農林水産物やそれらを利用した料理・加工食品に関する情報提供として、いつでも簡単に入手できる目的でスマートフォン用アプリ（Android版）を作成したほか、大学等へ講師を派遣し、我が国の食料事情を中心に、食や農林漁業等に関する情報提供を行うなど、食料自給率向上への理解をさらに広げる取組を積極的に行った。

(イ) 食料消費面の取組

米の消費拡大に向けて、市町村等が開催するイベントや消費者の部屋において、パネル展示や資料配付による啓発活動を行ったほか、米飯給食の推進のため、学校給食用等政府備蓄米交付制度の利用の働きかけを行った。

米粉利用の普及・拡大を図るため、東海米粉食品普及推進協議会と連携し、米粉を使った洋菓子製造技術講習会を開催したほか、学校給食に米粉を活用していただくため、栄養教諭及び学校栄養職員を対象とした調理講習会を開催した。

(ウ) 生産面の取組

戦略作物の麦・大豆については、経営所得安定対策の加入推進活動等を通じた生産拡大の取組により、平成27年産の麦類の作付面積は1万5,800ha（対前年比104%）、大豆は1万1,900ha（対前年比104%）となった。また、新規需要米のうち米粉

用米については、需要の増加により、作付面積は、125ha（対前年比123%）となった。

また、飼料作物については、「東海地域飼料用米生産・利用拡大推進会議」や耕畜連携の体制作り（需給リストの作成）、「東海地域飼料増産行動推進会議研修会」等の取組により平成27年産のWCS用稲の作付面積は、644ha（対前年比121%）飼料用米の作付面積は、5,593ha（対前年比199%）と増加したこと等から、平成27年度における飼料作物の作付面積は、全体では対前年比133%の11,300haとなった。

(エ) 地産地消の推進

地産地消の取組を自ら実践するため、「ごはん」を中心とする地場農林水産物を使用した「地産地消メニュー」を毎月1回局内の食堂で提供した。

学校給食や社員食堂等で地場農林水産物を使ったメニューを表彰する「第8回地産地消給食等メニューコンテスト」の「学校給食・社員食堂部門」において、管内から「本巣市学校給食センター」（岐阜県本巣市）が食料産業局長賞を受賞した。

また、「平成27年度東海農政局地産地消給食等メニューコンテスト」において、「学校給食・社員食堂部門」では「瑞穂市給食センター」（岐阜県瑞穂市）、「恵那市学校給食センター」（岐阜県恵那市）及び「西尾市立西尾中学校」（愛知県西尾市）が、「外食・弁当部門」では「荒城郷まほろば文化村推進協議会」（岐阜県高山市）が東海農政局長賞を受賞した。

各地域の立地条件を活かした創意工夫のある地産地消の取組を表彰する「平成27年度地産地消優良活動表彰」において、管内から「農事組合法人うりぼう」（三重県いなべ市）が全国地産地消推進協議会会長賞を受賞した。

(オ) 優良農地の確保

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進等により、平成26年12月1日時点の優良農地の面積は、岐阜県4万4,600ha（対前年比100.2%）、愛知県5万8,100ha（対前年比99.8%）、三重県5万2,700ha（対前年比100.0%）、3県全体では、15万5,400ha（対前年比100.0%）となった。

また、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により岐阜県1,562ha、愛知県5,150ha、三重県5,203haの荒廃農地を把握し、発生防止・解消に向けた地域への積極的な働きかけの実施等を行った。

イ 経営所得安定対策の実施

米・麦・大豆等について需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を図るため、経営所得安定対策を実施した。

管内の支払件数は5万7,415件となり、経営形態別の内訳は、個人が5万6,552件となり、法人が556件、集落営農が307件となった。

交付金別の支払件数は、米の直接支払交付金が5万1,376件、水田活用の直接支払交付金が2万968件、畑作物の直接支払交付金が1,254件となった。

ウ 食の安全と消費者の信頼確保、食育推進の取組

(ア) 食の安全に向けた取組

食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産用医薬品の使用実態調査、水田土壤中ヒ素含有実態調査、牛トレーサビリティ制度の遵守状況調査等を行った。また、ペットフードの安全確保のための検査及び調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の協力体制の整備等を行った。

(イ) 農業生産工程管理（GAP）の導入

食品の安全性の向上をはじめ、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化を図る上で農業生産工程管理（以下「GAP」という。）の取組は効果的である。

このようなことから、東海農政局では、輸出用GAP等普及推進事業等を通じ、産地等がGAPの導入や取組内容等の質の向上を図るために必要な、指導者や生産者リーダーを養成する研修の開催、普及資料の作成等の取組を支援した。

(ウ) 食品表示適正化の推進等

消費者が安心して食品を選択できるよう小売店舗、中間流通業者、加工食品製造業者における食品表示の実施状況の確認、名称、原産地表示等の表示根拠の確認等の調査を計画的に実施した。

また、食品偽装等の情報を受けるホットライン（食品表示110番）に寄せられた情報について、立入検査等を実施した。その結果、食品表示法及びJAS法に違反するものについては、指示及び指導並びに公表の指針等に基づき指示等を行った。

畜産及びその関連企業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とした、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等の調査を小売店舗、中間流通業者、特定料理提供業者へ計画的に実施し、牛トレーサビリティ法に違反するものについては、勧告及び指導並びに公表の指針等に基づき指導等を行った。

(エ) 米穀等の適正流通の確保に向けた取組

米トレーサビリティ法に基づく流通監視については、外食事業者を中心に、産地情報の伝達及び取引記録の作成・保存の履行状況を確認するため、巡回立入検査を実施した。

また、食品衛生協会、生活衛生同業組合、商工会、消費者団体等に対し、制度の周知普及活動を実施した。

食糧法に基づく流通監視については、用途限定米穀（飼料用米、米粉用米、加工用米等）の生産者、出荷業者及び実需者等に対し、主食用米への横流れ防止を最重点課題として、巡回立入検査を実施した。

農産物検査法に基づく流通監視については、登録検査機関の適正な業務運営を確認するため、事務所及び検査場所に対し巡回立入調査を実施した。

(オ) 消費者への情報提供と意見交換

東海農政局の「消費者の部屋」の活動として、消費者相談の受け付けやテーマを定めた特別展示、移動消費者の部屋の開設、夏休み親子体験セミナーの開催等情報発信を行った。

また、外部機関からの要請に基づき出張講座を実施し、農林水産施策に関する情報の受発信を行った。

さらに、大学生・食品関連事業者・行政による懇談会、消費者団体等との懇談会、生協との意見交換会を開催するとともに、消費者団体等に対し食品の放射性物質に関する情報提供を行った。

(カ) 食育推進の取組

食育推進の取組として「第2次食育推進基本計画」に基づき、管内の食育関係者と連携を図りつつ「食事バランスガイド」等を活用した「日本型食生活」の実践の促進を図るための取組を推進した。併せて「とうかい食育メールマガジン」を発行し、食育に関する情報を発信するとともに、管内の企業における食育推進の取組事例等をホームページで紹介した。このほか、「ごはん」を中心とした健全な食生活の推進を図るためのシンポジウムの開催や、農林漁業体験が持つ可能性について考える教育ファームスタディを開催した。

エ 農山漁村6次産業化の推進

6次産業化の推進の核となる制度である「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画について、東海農政局管内では平成27年度に15件の認定を行った。

これらの総合化事業計画の取組などを支援するため、岐阜県、愛知県及び三重県の各県に「6次産業化サポートセンター」を設置し、専門家である「6次産業化プランナー」を配置して、農林漁業者が新たな事業分野に取り組む際のアドバイスや事業計画づくり、事業化に向けた総合的なサポートを実施した。また、メルマガ「6サポ東海」や、東海農政局ホームページにより、6次産業化政策情報、認定事業者情報やイベント情報などの発信を行った。

オ 農商工等連携・地域資源活用の促進

中部経済産業局とともに、管内の資源を活用した農商工等連携・地域資源活用を推進するため、県や関係団体等と連携しながら、新商品の開発や販路拡大等を支援するとともに、情報提供や意見交換等を行った。

このような支援等を展開し、管内では平成27年度に「農商工等連携事業計画」を2件（平成27年度末累計89件）、「地域資源活用事業計画」を6件（平成27年度末累計68件）を認定した。

カ 人・農地プランの推進

地域農業の中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体を誰にするのか、その中心経営体にどのように農地を集めるのか、また、中心経営体以外の農業者を含めた地域農業の将来展望などを示すために、市町村が作成する「人・農地プラン」について、引き続き関係機関・団体と連携しつつ、取組を推進した。

平成27年度末における人・農地プランの作成状況は、岐阜県278プラン（42市町村）、愛知県117プラン（51市町村）、三重県259プラン（29市町）となった。

キ 担い手への農地集積・集約化の推進

平成35年度に全農地面積の8割を「担い手」に集積するとした政策目標を達成するため、26年3月に各県に設置された農地中間管理機構の活用を推進した。

管内における27年度末の担い手に対する集積面積は64,114ha（前年度に比べ3,747haの増加）、集積率（耕地面積に占める集積面積の割合）は33%（前年度に比べ2ポイントの増加）となった。

また、27年度における機構の借入面積は4,216ha、転貸面積は4,203ha（うち新規集積面積1,261ha）の実績となった。

ク 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ、平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被

害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、管内では、89市町村（平成27年10月末現在）が被害防止計画を作成し、このうち61市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備及び緊急捕獲活動等の鳥獣被害防止対策に取り組んだ。

このため、管内各県や国の関係出先機関との情報共有・意見交換を行うなどの連携を図るとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金及び鳥獣被害対策実施隊の設置に関する現地説明やホームページ等による情報発信を行い、鳥獣被害防止対策の一層の推進を図った。

ケ バイオマス活用の推進

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指し関係府省が共同で選定し支援を行うバイオマス産業都市について、その公募を踏まえ、バイオマス事業化戦略の周知や情報共有を行った。

また、既に選定された2地域に対し事業化の推進に必要な施設整備を支援する「地域バイオマス産業化整備事業」により、施設整備等について支援を行った。

コ 農山漁村における再生可能エネルギーの導入の促進

管内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、先行事例等を収集し、ホームページで情報を発信した。また、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業により、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生エネルギー発電事業の取組について支援した。さらに、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」の活用促進のため、平成27年11月に3局（北陸、近畿、東海）合同意見交換会を開催した。

サ 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化に向け、地域自ら考えて行動する取組を支援するため、「農山漁村活性化の支援窓口」を設置し相談への対応を行った。

また、農山漁村活性化法に基づき、平成27年度までに県及び市町村が作成した75の「活性化計画」に基づき、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、定住や地域間交流を促進する取組等を支援した。

さらに、「都市農村共生・対流総合対策交付金」及び「『農』のある暮らしづくり交付金」により、26地区で、食をはじめとする農山漁村の豊かな地域

資源を活用した集落ぐるみの都市農村交流や、子どもたちが、農家民泊等を通じて、地域の人々と交流する「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の取組を直接支援した。

シ 環境の保全に向けた取組

(ア) 環境保全型農業の推進

環境保全型農業推進コンクール受賞者との懇談会の開催や環境保全型農業に係る情報提供等を通じ、施策への理解の促進を図った。

また、環境保全型農業直接支払交付金の加入促進と併せ、エコファーマーの認定の推進を図った。平成28年3月末現在の管内のエコファーマー認定件数は3,788件となった。

(イ) 環境保全型農業直接支払交付金等の取組

地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動を実施する農業者団体等へ直接支援を行う環境保全型農業直接支払交付金については、関係機関と連携して、説明会、パンフレットの配付等を行い周知を図った。

平成27年度の管内における取組実績は、163件、973haとなった。

ス 多面的機能の維持・発揮

地域共同で行う農業農村が有する多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する多面的機能支払交付金の取組状況は、農地維持支払は1,687組織、取組面積は約8万4千ha、資源向上支払（共同活動）は1,382組織、取組面積は約7万5千ha、資源向上支払（長寿命化）は738組織、取組面積は約5万haとなっている。

また、農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動を維持するための活動を支援する中山間地域等直接支払交付金の取組状況は、1,486協定、1万3千haとなっている。

これら取組が円滑に進むよう「活力ある農村づくりに向けた多面的機能支払の活用」をテーマに「東海農政局日本型直接支払シンポジウム」を開催した。

セ 輸出促進に向けた取組

東海農政局の輸出促進ホームページによる事業の公募、輸出事例等の情報発信や農林水産物等輸出促進協議会を通じた関係機関へのイベントの開催等の情報提供等を行った。

また、輸出戦略実行委員会東海ブロック意見交換会を開催した。

さらに、平成23年3月の東京電力福島原子力発電

所の事故に伴う諸外国・地域の輸入規制強化を受け、管内の食品等の輸出の際に必要な輸出証明書の発行を行った。

ソ 知的財産制度の活用促進に向けた取組

地理的表示保護制度の周知及び活用促進に向けて、GIサポートデスクと連携して県別の説明・個別相談会とブロックの事例報告・相談会を実施した。

また、関係機関との連携を図りながら、地域に出向き制度の説明及び対象製品の掘り起こしを行った。

知的財産総合相談窓口において、事業者等からの地理的表示保護制度及び種苗制度等に関する相談への対応を行った。

タ 花きの新規需要創出に向けた取組

花きの生産・流通・小売関係団体等で構成する「東海地域花き普及・振興協議会」と連携して、「夏休み親子花育セミナー」を管内2ヵ所の花き市場で開催し、親子で花の生産流通についての学習やアレンジメント体験を通じ花とふれあう花育活動を行った。ほか、名城大学、名古屋市の庭園施設「久屋大通庭園フラリエ」と共催でフラワーバレンタインPRイベントを開催した。

チ 農業生産基盤の整備

農業競争力強化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備を推進した。管内の国営事業では、平成27年度は、耐震対策一体型かんがい排水事業（施設機能保全）「尾張西部地区」に着手し、国営かんがい排水事業3地区（中勢用水、青蓮寺用水、尾張西部）及び国営総合農地防災事業2地区（新濃尾（二期）、矢作川総合第二期）の計5地区で基幹的な農業水利施設の整備や大規模地震対策を実施した。

ツ 東日本大震災への取組

甚大な被害を受けた農地・農業用施設の復旧を応援するため、平成27年度は福島県楢葉町に23人の技術職員を派遣した（平成26年度の実績は、福島県楢葉町：24人）。

（4）関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会等を開催し、地方公共団体、大学教授、消費者代表、農業関係団体等と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、市町村、農業関係団体と意見交換会や基本計画の説明会等を開催した。

（5）広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、

「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村に関する施策や動向を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報発信

報道関係者との連携強化に向けた取組として、プレスリリースの発信（79回）、記者へのレクチャー（2回）、記者懇談会を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供及び農業施策に関する意見交換等を行った。

イ ホームページ等による情報の受発信

東海農政局ホームページにより、農林水産省として提供すべき重要施策の情報や東海農政局の取組等の情報の発信を行ったほか、ホームページを通じて寄せられた照会等に対し担当各部課等と連携し、速やかに対応した。

政策情報誌「食・農びっくあっぷ」を定期的に12回発行し、ホームページへも掲載した。

東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月2回、臨時号及び特別号をあわせて、計30回発行した。平成27年度末の読者数は5,430人となった。

5 近畿農政局

（1）地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成27年度の近畿管内の経済情勢は、一部に足踏みが見られたものの緩やかに回復した。

個人消費は、乗用車販売で一部に弱さが残ったが、百貨店での高額品や訪日外国人への売上が好調に推移し、緩やかに回復した。

設備投資は、非製造業において、不動産等が前年を下回ったものの、金融・保険・卸売などが上回り、製造業においては、ほとんどの業種で前年を上回ったことから、全体で前年を上回る結果となった。

生産活動は、7－9月期及び1－3月期に回復の動きに足踏みが見られたものの、4－6月期と10－12月期には緩やかに回復するなど、改善の動きがみられた。

雇用情勢については、有効求人倍率が12ヶ月連続で1倍を超え、緩やかな上昇が続き、完全失業者も就業者数の増加などから前年を下回るなど、改善した。

イ 農業経営

平成27年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は143万円で、前年に比べ14万6千円（11.4%）増加した。

一方、農業経営費は124万3千円で、前年に比べ5万6千円（4.7%）増加した。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は18万7千円となり、前年に比べ9万円（92.8%）増加した。

（2）農業生産の動向

ア 水稻

平成27年産水稻の作付面積（子実用）は10万5,800haで、前年産に比べ2,200ha減少した。

10a当たり収量は、近畿各府県で全もみ数が「平年並み」、京都府を除くその他の府県で登熟が「平年並み」となったことから、前年産に比べ11kg増加の508kgとなった。

以上の結果、収穫量（子実用）は、53万7,200tとなった。

イ 野菜

平成27年産指定野菜14品目のうち11品目（主産県調査：だいこん、ばれいしょ、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト）の作付面積は1万2,800haで、前年産並みとなった。収穫量は40万7,600tで、前年産に比べ1万4,700t（3.5%）減少した。

ウ 果樹

平成27年産果樹の栽培面積は2万7,500haで、前年産に比べ300ha（1.1%）減少した。

うち、みかんの主産県（大阪、兵庫、和歌山）における結果樹面積は8,180haで、前年産に比べ110ha（1.3%）減少した。収穫量は17万6,100tで、平成25年産（隔年結果が顕著であることから25年産と比較）に比べ9,500t（5.1%）減少した。これは、収穫期の高温・多雨により腐敗する果実が多かったことなどによる。

かきの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は4,480haで、前年産に比べ70ha（1.5%）減少した。収穫量は8万1,100tで、前年産に比べ1,500t（1.9%）増加した。これは、和歌山県において、開花後の高温や7月の多雨により果実の肥大が良かったことなどによる。

うめの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は5,450haで、前年産に比べ50ha（0.9%）減少した。収穫量は6万5,000tで、前年産に比べ9,200t（12.4%）減少した。これは、開花期の天候不順による受精不良や果実肥大期の高温・少雨により小玉傾向となったことなどによる。

エ 畜産

平成28年2月1日現在における乳用牛の飼養頭数

は2万7,100頭で、前年に比べ1,400頭（4.9%）減少した。

肉用牛は8万1,200頭で、前年に比べ500頭（0.6%）増加した。

（3）主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

（ア）米の消費拡大の取組

a 米を中心とする食生活の普及

朝ごはんの習慣化の促進やバランスのよい「日本型食生活」の普及など、米の消費拡大を目的とした「めざましごはんキャンペーン」の取組として、地域で開催される各種イベントや消費者の部屋においてパネル展示と資料配布を行った。

また、学校給食に係る取組として、米飯学校給食回数の増加に向けて、引き続き政府備蓄米交付制度の周知と制度を活用した働きかけを行った。

b 米粉食品の普及に向けた取組

全国に先駆けて平成14年に設立した「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、「米粉まつり2015～世界に拡がれ米粉食品～」を開催し、シンポジウム、米粉料理教室を実施した。

また、米粉利用技術の普及に向けた取組として、「米粉を使った給食メニュー普及のための調理講習会」と「米粉パン等製造技術講習会」を開催した。

（イ）新規需要米の取組

平成27年度の管内における新規需要米のうち、飼料用米の作付面積については、生産拡大の取組推進等により1,004ha（前年度比60.1%増加）となった。稲発酵粗飼料用稲については、引き続き需要が堅調なことから1,035ha（同25.5%増加）。酒造用米については需要増加により882ha（49.0%増加）。米粉用米は前年度と同水準の100haとなった。

イ 食の安全と消費者の信頼確保、食育に向けた取組

（ア）消費者行政の展開

消費者等から消費者相談窓口寄せられた相談件数は204件であった。

また、「消費者の部屋」として庁舎内外において140回の展示を実施するとともに、小学生と保護者を対象に「夏休み子ども消費者の部屋」を開催した。

さらに、食の安全や消費者の信頼確保のため、消費者等への正確でわかりやすい情報提供に努

め、意見交換会等を16回開催した。

(イ) 食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法及び食品表示法に基づき、食品表示について一般調査等を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等1,406件のうち、疑義情報として取り扱う情報については、立入検査等を行った。

(ウ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

食糧法遵守事項省令に基づき、用途限定米穀（新規需要米・加工用米等）の出荷販売事業者及び需要者等に対し、主食用等への横流れ防止を重点課題として巡回立入検査を実施した。

また、農産物検査法に基づき、管内の登録検査機関及び農産物検査を行う検査場所に巡回立入調査を実施した。

また、食品としての安全性を欠く米穀等の流通を防止し、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、広く国民から情報を受け付ける「米穀流通監視相談窓口」を設置し、問い合わせや情報提供に対応した。

(エ) トレーサビリティ制度の推進による消費者の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や各種届出の状況等について立入検査等を実施し、耳標の装着等が不十分な管理者に対して指導を行った。流通段階では、食肉販売業者等に対して、個体識別番号の表示・伝達の状況や帳簿の備付けについて立入検査等及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取を実施し、個体識別番号の表示・伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。

また、米トレーサビリティ法に基づき、取引等の記録の作成・保存及び消費者に対する産地情報伝達の履行状況確認のため、米穀事業者への巡回立入検査を実施し、違反する事実を確認した場合には指導等を行った。

(オ) 農産物の安全性の確保

生産過程における農産物の安全性の確保のため、農薬の使用及び残留実態調査や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づくヒ素及びカビ毒の実態調査を実施した。

(カ) 重要家畜伝染病発生への対応

管内における高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、防疫実務演習、防疫机上演習等を実施した。

(キ) 食育の推進

命を育む食・農を学ぶ体験型食育等の実践と、バランスに優れ、我が国の風土にも適した日本型食生活の普及・啓発に向けた活動を行う事業者等を支援するため、「フードチェーンde食育実践」として、4事業者と連携して取り組んだ。

また、食育実践者が様々な課題に対して連携して活動することを目指した「未来につなぐ食育倶楽部」において、シンポジウムや実践者等交流会を開催するとともに、ホームページを開設し、食育情報を発信した。

ウ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 人と農地の問題を解決するための取組

a 人・農地プランの作成状況

平成28年3月末現在における「人・農地プラン」の作成状況をみると、プラン作成予定の市町村数は167になり、そのうち既にプラン作成に至った地区のある市町村は96%の160市町村となった。

b 新規就農対策の推進

平成27年度の管内の新規就農者数（44歳以下）は725人で前年度の707人よりも2.5%増加した。出身者別にみると、農家出身者が31%、非農家出身者が69%となっており、非農家出身者の割合が近年増加傾向にある。経営類型別にみると、野菜、果樹、水稻作への参入が多く、また、就農形態別では農業法人等への雇用就農者は堅調に増加しており、新規就農者の約4割を占めた。

c 農地の利用集積の推進

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を進め、我が国農業の構造改革を推進するために、平成26年度に府県段階に農地中間管理機構（以下「機構」という。）が設置された。

平成26年度から機構が農地を借受けて、まとめて担い手に貸付ける農地中間管理事業により農地の利用集積を進めてきたところ、平成27年度の機構からの転貸面積は5,021haで、そのうち新規集積面積は1,543haと前年の約10倍になった。

(イ) 経営所得安定対策等の推進

平成27年度の経営所得安定対策等の申請件数は11万7,067件となった。経営形態別では、個人11万5,327件、法人734件、集落営農1,006件となっており、法人の申請件数が前年度に比べ増加した。

a 畑作物の直接支払交付金

平成27年度の交付状況は、交付件数で702件減少し、1,792件（前年度比71.9%）となった。

しかし、麦、大豆等に係る面積払（営農継続支払）が当年産の作付面積に基づく支払いに変更となったことから、交付金額で3億4千万円減少し、44億8千万円（同93.0%）となった。

b 米・畑作物の収入減少影響緩和対策

平成27年産から交付対象者要件が厳格化され、支払件数は3,763件で、補てん総額（国費と農業者拠出の計）は15億7千万円となった。

c 水田活用の直接支払交付金

平成27年度の支払状況は、交付件数で平成26年度より1,819件減少し4万5,999件（前年度比95.7%）となった。

一方、作付面積が麦（同104.9%）、大豆（同106.0%）、飼料用米（同160.4%）及び加工用米（同108.1%）でそれぞれ増加したことにより、交付金額は10億円増加し114億1千万円（同109.6%）となった。

d 米の直接支払交付金

平成27年度の支払状況は、交付件数で26年度より5,874件減少し10万61件（前年度比94.5%）となった。交付面積の減少により、交付金額で1億3千万円減少し46億9千万円（同97.3%）となった。

(ウ) 多面的機能支払の推進

地域共同で農地・農業用水等の地域資源を効果的に保全する活動を支援する「農地維持支払」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数4,046、取組面積12万haとなり、府県別割合をみると、滋賀31%、京都13%、兵庫42%の3府県で管内の86%を占め、活動組織数でもこの3府県で83%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、管内全体では64%となり、府県別でみると、滋賀72%、京都67%、兵庫80%となった。取組面積を地目別でみると水田が88%を占めた。

水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を支援する「資源向上支払（共同活動）」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数3,606、取組面積10万9千haとなり、滋賀、京都、兵庫の3府県で管内の92%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、58%となった。取組面積を地目別でみると水田が92%を

占めた。

また、施設の長寿命化のための補修・更新の取組を支援する「資源向上支払（長寿命化）」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数2,308、取組面積6万4千haとなり、管内全体に占める府県別割合をみると、兵庫が59%、京都が22%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、34%となった。取組面積を地目別でみると水田が91%を占めた。

(エ) 環境保全型農業直接支払交付金の推進

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援する環境保全型農業直接支払交付金の管内全体の取組状況は、実施件数が851件、実施面積が1万7,902ha（前年度比134%）となっており、全国の24%を占めている。

(オ) 鳥獣被害対策の推進

鳥獣による農作物被害は、営農意欲の衰退をもたらすなど農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、狩猟免許所持者の減少・高齢化が進む中、被害対策の担い手の確保と広域的な地域の連携による取組が重要となっている。

近畿農政局では、市町村等に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金により捕獲体制の整備、侵入防止柵の設置及び食肉加工処理施設等の設置を支援するとともに、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊の設置について働きかけを行った。

その結果、27年10月時点では、101市町村（被害防止計画策定市町村の64%）において鳥獣被害対策実施隊が設置された。

また、南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会（京都、兵庫、大阪）や宇陀・名張地域鳥獣被害防止広域対策協議会（奈良、三重）では、府県域を越えた広域的な連携が図られている。

(カ) 耕作放棄地解消の取組

優良農地や多様な農業者の確保と作付拡大を通じて不作付地の解消・耕地利用率の向上を図るため、平成27年度は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して16haの耕作放棄地を再生した。

(キ) 中山間地域等直接支払制度の推進

管内全体では、中山間地域等において、農用地を維持し多面的機能の確保を図るために締結された協定数は2,086、交付面積は2万4,544haとなった。

交付面積の対象農用地面積に占める割合は

61.5%となった。

なお、地目別の交付面積は、田が1万3,689ha、畑が1万795ha、草地在1ha、採草放牧地在59haとなった。

また、管内の交付面積の府県別割合は、和歌山41%、京都20%、兵庫21%、奈良11%、滋賀7%であった。

エ 農業の高付加価値化等の推進

(ア) 6次産業化・農商工等連携の推進

近畿地域における6次産業化を推進するため、管内の2府4県において説明会等を開催し、「6次産業化ネットワーク活動交付金」や「6次産業化サポート事業」、「農林漁業成長産業化ファンド」などの支援策を説明するとともに、6次産業化の推進に関する意見や要望の把握に努めた。

また、6次産業化の取組の裾野を広げるため、農林漁業者団体や関係機関等で組織する「近畿産業連携ネットワーク連絡会議」において、交流会や意見交換等を開催し、農林漁業者と企業等の異業種との連携を推進した。

さらに、近畿産業連携ネットワーク連絡会議の構成員や近畿管内で6次産業化の取組を応援し、実践する部隊である近畿農業・農村6次産業化倶楽部員に対し、メールマガジンやフェイスブックを通じ、農林漁業者と企業とのマッチング、イベント等に関する情報を定期的に提供した。

このような取組の結果、管内の六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、平成27年3月末現在で363件となった。

また、管内の農商工等連携促進法に基づく連携事業計画の認定件数は、平成27年3月末現在で79件となった。

(イ) 地産地消の推進

優秀な取組を広く公表することにより、地産地消の取組を推進するため、「地産地消等優良活動表彰及び地産地消給食等メニューコンテスト発表会」を開催し、近畿農政局長賞を計7団体に授与した。

(ウ) 農林水産物・食品の輸出促進の取組

平成27年度は、関西の経済界、行政等との共催による「第6回 ALL 関西「食」輸出セミナー」の実施や「輸出セミナー&情報交換会」の開催を通じて、輸出促進に取り組む事業者への情報提供や情報収集を積極的に行った。

輸出促進関係の補助事業については、「平成27年度輸出に取り組む事業者向け対策事業」に関

西・食・輸出推進事業協同組合と日本手延素麺組合連合会の2事業者が採択され、産地PR・国内商談会や海外販売促進活動等に取り組んだ。

また、東京電力（株）福島原子力発電所事故により、諸外国・地域へ食品等を輸出する際には、政府機関による放射性物質検査等に係る証明書の発行が求められており、近畿農政局（兵庫県拠点、大阪府拠点を含む）において2万170件発行した。

オ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(ア) 再生可能エネルギーの推進

a バイオマス利活用の推進

平成21年に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進計画（以下「地域推進計画」という。）については、平成26年度に兵庫県篠山市で策定され、平成27年3月までに地域推進計画等を公表した市町村は37市町村となった。

一方、「バイオマス事業化戦略」（平成24年9月策定）で提示された、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築推進に向け、平成28年2月5日に大阪市内で近畿バイオマス活用推進連絡会議を開催し、関係府省等の連携強化を図るとともに、近畿経済産業局と共催で、近畿地域におけるバイオマス活用の取組を一層加速させることを目的として、平成28年3月4日に大阪市内でセミナー等を開催した。

b 再生可能エネルギー導入の推進

近畿農政局は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に関して必要な情報提供や助言等を行う相談窓口を設置するとともに、府県、市町村及び関係者等への説明会を開催するなど、制度の周知活動を行った。

また、小水力発電を活用した地域活性をテーマに、平成27年11月17日に京都市で近畿・東海・北陸農政局合同で市町村を対象に意見交換会を開催し、小水力発電の基礎知識や地域づくり等の講演、参加市町村での取組状況の紹介及び意見交換を行った。

再生可能エネルギーの導入促進においては、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業を8件実施した。

(イ) インバウンドの推進

近畿地域は、歴史に育まれた食文化や国内屈指

の観光拠点を有し、インバウンドの増大が期待される地域であることから、農業者・農業生産法人等と関係業界が連携しつつ、インバウンド需要を地域に取り込むための以下の取組を推進した。

a 推進協議会等の開催

農業者・農業生産法人、関係業界等をメンバーとする「近畿の食と農インバウンド推進協議会」を設置し、推進協議会を2回、企画委員会を4回実施した。

b アンケート調査の実施

訪日外国人のニーズや、受入れ体制の状況、取組状況や今後の意向を把握するため、それぞれアンケート調査を実施した。

c 先駆的事例の調査

管内の先駆的64事例をホームページで紹介し、うち11事例を英語版で発信した。

d 優良事例の表彰

地域の食と農を活用して、訪日外国人旅行者受入れ体制の整備等を行う優良な取組を行っている6団体等を表彰した。

e 推進の手引きの作成

また、これまでの活動を踏まえ、インバウンド推進に当たってのポイント等を整理した「近畿の食と農インバウンド推進に向けて」を作成した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、関西経済界との懇談会等に参加するとともに、管内各府県部長との意見交換会等を開催し、幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告や各種統計調査結果、食に関する情報等を公表（87回）するとともに、ホームページによる政策情報、統計情報、イベント等の開催情報の提供と問い合わせに対する受付・回答を行った。

また、「近畿農政局アグリレーター（メールマガジン）」を月2回、紙媒体の「新鮮 mini 情報」を毎月発行し、農政の動きやイベント情報等のタイムリーな情報発信に努めた。

6 中国四国農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成27年度の中国・四国地域の経済を主要項目別にみると、生産活動は、中国地域では、一部に弱さが見られるものの、引き続き持ち直している、四国

地域でも、持ち直していると改善の動きが見られた。

個人消費については、中国地域では、緩やかに回復している、四国地域でも、緩やかに持ち直していると改善の動きがみられた。

また、雇用情勢は、中国地域では、着実に改善しており、人手不足感が広がっている、四国地域でも、改善していると動きがみられた。

イ 農業経営

平成27年の個別経営（農業生産物の販売を目的とする農業経営体1経営体当たり）の状況を全国農業地域別で見ると、農業粗収益は中国地域が308万7千円（対前年比111.3%）、四国地域が343万4千円（同111.5%）、農業経営費は中国地域が205万7千円（同100.3%）、四国地域が303万1千円（同101.5%）となった。

この結果、農業所得は中国地域が103万円（同142.5%）、四国地域が128万3千円（同145.3%）となった。

総所得は中国地域が429万4千円、四国地域が432万6千円となった。

農業依存度（事業等の所得に占める農業所得の割合）は、中国地域が50.8%、四国地域が54.0%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成27年産水稻の作付面積は16万300haで、前年産に比べ7,600ha（前年産対比5%）減少した。

10a当たり収量は、6月以降の低温・日照不足の影響等により491kg（作況指数97）となり、全国農業地帯別にみると中国地域は503kg（作況指数97）、四国地域は466kg（作況指数96）であった。

このため、収穫量は78万6,700tとなり、前年産に比べ2万6,400t（同3%）減少した。

イ 麦

平成27年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の子実用作付面積は9,990haで、前年産に比べ620ha（同7%）増加した。

10a当たり収量は、小麦が273kg、二条大麦は257kg、六条大麦は167kg、はだか麦が221kgであった。

このため、収穫量は2万5,100tとなり、前年産に比べ3,200t（同11%）減少した。

ウ 野菜

平成27年産指定野菜14品目のうち、ねぎの作付面積は2,520haで、前年産に比べ20ha（同1%）減少

した。収穫量は4万100tで、前年産に比べ1,000t（同2%）減少した。

平成27年産トマトの作付面積は1,050haで、前年産に比べ10ha（同1%）増加した。収穫量は4万6,300tで、前年産に比べ600t（同1%）減少した。

エ 果樹

平成27年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は1万1,100haで、前年産に比べ300ha（同3%）減少し、前の表年である平成25年産に比べ600ha（25年産比5%）減少した。収穫量は19万4,600tで、前の表年である25年産に比べ3万5,300t（同15%）減少した。

平成27年産日本なしの主産県（鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は1,480haで、前年に比べ40ha（前年産対比3%）減少した。収穫量は2万8,400tで、前年に比べ700t（同2%）減少した。

平成27年産ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は2,060haで、前年産並みとなった。収穫量は2万5,300tで、前年産に比べ300t（同1%）増加した。

オ 花き

平成27年産花き（主産県）の作付（収穫）面積は、切り花類（岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県）が1,340ha、鉢ものの類（岡山県、徳島県）が26ha、花壇用苗ものの類（岡山県、広島県、山口県）が67haであった。

カ 畜産

平成28年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、1,160戸で、前年に比べ70戸（対前年比5.7%）減少し、飼養頭数は6万4,800頭で、前年に比べ3,000頭（同4.4%）減少した。1戸当たり飼養頭数は55.9頭で、前年に比べ0.8頭（同1.5%）増加した。

肉用牛の飼養戸数は3,700戸で、前年に比べ130戸（同3.4%）減少し、飼養頭数は17万6,200頭で、前年に比べ3,000頭（同1.7%）減少した。1戸当たり飼養頭数は47.6頭で、前年に比べ0.8頭（同1.7%）増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の現状

平成26年度の中国四国管内各県のカロリーベースの食料自給率（概算値）は、4県（鳥取県62%、島根県65%、徳島県43%、高知県47%）が全国平均（39%）を上回る一方、5県（岡山県36%、広島県23%、山口県31%、香川県34%、愛媛県37%）が下

回っている。

また、生産額ベースでは、上記4県に加えて香川県、愛媛県も全国平均（64%）を上回る一方（鳥取県116%、島根県93%、徳島県122%、香川県83%、愛媛県107%、高知県147%）、3県（岡山県59%、広島県36%、山口県43%）が下回っている。

イ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定関連政策大綱を踏まえた取組

平成27年11月に策定された「総合的な TPP 関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野の対策について、地方公共団体及び関係団体、関係者等に説明するため「農政新時代キャラバンブロック説明会及び県別説明会」を開催し、1月15日の四国ブロック（兼香川県）説明会から2月8日の島根県説明会まで計9ヶ所で説明会を開催し、全体で約1,300名の参加があった。

ウ 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで5年後、10年後の展望が描けない地域が増えている中、集落、地域において徹底した話し合いを行い、人と農地の問題を解決するための将来の設計図となる「人・農地プラン」の作成を平成24年度から推進している。また、平成26年度から農地中間管理事業が稼働を開始し、プランの作成に係る話し合いは農地中間管理事業を推進する上でも重要な取組となっている。

このため、プランの作成を一層推進するべく、中国四国農政局の職員が地域の話し合いの場等に出向き、各種施策の説明や意見交換等を行った。

中国四国管内のプランの作成予定数は195市町村2,166プランとなっており、平成28年3月末時点で192市町村2,100プラン（97.0%）が作成済みとなっている。

合わせて、作成済みプランの見直しも推進し、平成26年度までに作成された192市町村2,004プランのうち、164市町村1,512プラン（75%）について見直しが行われた。

エ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

管内における認定農業者数は、平成27年3月末現在で2万133（うち法人2,408）経営体と全国23万8,443（うち法人1万9,105）経営体の8.4%を占めており、主業農家に占める割合は、全国が66.3%であるのに対し、中国・四国地域は53.1%と低い状況にある。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域においては、小規模経営で高齢農家が多く、個別経営体に

よる利用集積が困難であることから、集落営農の取組が盛んである。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大きく、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて有効であり、平成28年1月1日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は2,052法人となっている。

さらに、平成21年12月15日に改正農地法が施行され、参入区域の制限が撤廃されたことに伴い、貸借であれば、一般法人であっても全国どこでも参入可能となった。

その結果、改正農地法の施行後、平成27年12月末現在、中国四国地域で新たに367法人が農地を借受け農業経営に参入している。

新規就農者は、平成19年までは600人前後で推移していたが、近年、雇用就農が注目されたことにより平成26年は1,351人となっている。その内訳をみると、雇用就農者が581人、新規参入者が340人、経営継承者が258人となっている。

オ 経営所得安定対策等

平成27年度の支払件数は、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）が1,790件で前年度と比べ2,244件の減少、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）が4,956件で前年度と比べ2,629件の増加、水田活用の直接支払交付金が6万5,976件で前年度と比べ4,600件の減少、米の直接支払交付金が14万4,724件で前年度と比べ8,839件の減少となった。

畑作物の直接支払交付金の支払数量は、麦が2万132t、大豆が2,637t、そばが315t、なたねが8tとなっており、そば以外の作物は前年度の支払数量を下回った。

水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）の支払面積は3万2,473haで、前年度と比べ5,903ha増加した。

米の直接支払交付金加入者の支払面積は9万1,127haで、前年度と比べ3,713ha減少した。

支払金額は、畑作物の直接支払交付金が29.7億円、収入減少影響緩和交付金が23.1億円、水田活用の直接支払交付金が192.3億円、米の直接支払交付金が68.3億円となった。

カ 米の需給調整に関する取組

（ア）米の需給調整

米政策の見直しについては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日閣議決定）において、平成30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、農業者がマー

ケットを見ながら自らの経営判断で需要に応じた生産が行える環境を整えていくこととされた。

中国四国農政局では、平成30年産を見据え、平成27年産米の需給バランスの改善に向け、主食用米から需要のある飼料用米等への転換を推進していくため、農政局と地域センター（県域拠点）の職員が各県に直接出向き、県、県農業協同組合中央会、全農県本部等と飼料用米等の取組の状況、課題、取組方針等について意見交換を行った。また、生産数量目標を上回る見込みの地域を重点地域と位置づけ、農政局、地域センター（県域拠点）職員が市町村、生産者団体へ、主食用米の需給状況と飼料用米等の取組について理解を得るよう働きかけを行った。

その結果、平成27年産においては、生産者や生産者団体自らが国から示された生産数量目標、需給状況等を参考に判断し、主食用米から需要のある飼料用米、麦、大豆等へ作付転換が進められ、農政局管内では、いずれの県でも飼料用米の作付が前年の概ね2倍以上に増加するなど、管内全体では生産数量目標の配分が始まった平成16年以降初めて超過作付が解消された。

（イ）米粉の利用拡大の取組

中国四国農政局では、米粉利用の更なる普及・定着を図るため、平成27年6月にこれまで各県の米粉食品普及推進協議会組織毎に行われていた米粉普及拡大の取組を中国四国米粉食品普及推進協議会に集約を図り、ダイレクトに米粉食品取扱事業者の意見を把握するとともに、情報提供等を行った。

具体的には、米粉食品取扱事業者を対象に米穀の新用途への利用促進に向けた新たな技術及び機能性の情報提供及び中国四国地域における優良事例を紹介するための情報交換会等を岡山県（6月40名、3月34名）で開催した。また、学校栄養士、管理栄養士等を対象に学校給食等への導入を促進するための米粉料理講習会を山口県（11月32名）で開催した。さらに、一般消費者を対象に家庭での利用を図るための体験型実技講習会を岡山県で開催（12月30名）したほか、メールマガジン「ココねっと通信」により米粉関連情報を3回配信（購読者数：約3,600名）した。

キ 日本型直接支払制度

（ア）多面的機能支払制度の推進

平成27年度から多面的機能支払制度を含む日本型直接支払制度が法律に基づいた安定的な制度と

して、地域の共同活動を支援することとなり、農地、水路及び農道の基礎的保全活動に4,397組織が13万9千haで取り組まれ対象農地の39%をカバー、地域資源の長寿命化を図る共同活動には2,032組織が8万3千haで取り組まれている。

中国四国農政局では、多面的機能支払により優良な取組を行っている組織を対象に農政局長表彰を実施しており、平成27年度は向道環境保全会（山口県周南市）及び三ツ子石池資源保全組合（香川県三木町）の2組織が最優秀賞を受賞した。

また、平成28年2月に、「多面的機能支払中国四国シンポジウム in 愛の国えひめ」を開催し、地域の優良な取組及び先進的な広域化の取組の紹介を行うなど、活動組織の情報共有と、対策の普及・啓発を図った。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等の条件不利農地において、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

第4期対策が平成27年度に開始されており、管内9県の実施状況は、市町村促進計画を作成した178市町村の97%に当たる173市町村、協定数7,825協定、交付面積8万7,409haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより適正な農用地の維持・管理が行われている。

また、中国四国農政局では、中山間地域等直接支払により優良な取組を行っている集落協定を対象に農政局長表彰を行っており、平成27年度は石原集落協定組合（広島県三次市）、上東集落協定（高知県の町）の2協定が最優秀賞を受賞した。

(ウ) 環境保全型農業直接支払制度の推進

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進する必要がある。

このため、地球温暖化防止を目的とした農地土壌への炭素貯留効果の高い営農活動や生物多様性保全効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して、平成23年度から環境保全型農業直接支払交付金の交付を行っている。

平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として農業者団体等に対する支援となり、管内における実施面積は、3,701ha（対前年比115%）となった。

また、中国四国農政局では、環境保全型農業直

接支払交付金の優良な取組に対する農政局長表彰を平成27年度に創設し、農事組合法人ファーム宇賀荘（島根県安来市）及び有限会社吉備路オーガニックワーク（岡山県総社市）の2組織に最優秀賞を授与した。

ク 都市と農山漁村の共生・対流

(ア) 都市農村共生・対流交付金の推進

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進するため、地域の多様な主体と連携した手づくり活動を行う25協議会に対して、関係省庁と連携しながら、都市農村共生・対流総合対策交付金を直接交付し支援を行った。

また、集落機能の維持が困難になっている農村地域において、地域全体の存続を図るための将来ビジョンを策定する取組や、集落間の連携によって互いの労働力不足を補完するなど地域ぐるみの組織化を図る取組を行う10協議会に対して支援を行った。

(イ) 農福連携の推進

岡山地域での農業分野における障がい者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」（事務局：中国四国農政局）が平成21年3月10日に発足し、農業分野における障がいのある人の雇用への理解を深めるため、「第7回セミナー」を平成27年9月に開催した。

また、中国・四国地域の農業分野における障がい者雇用の促進を図るため、農業関係者、福祉関係者、行政機関等を主な会員とした「中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク」の運営を平成25年4月に開始した。

ケ 農業生産基盤の整備等の状況

(ア) 農業の生産基盤の整備

中国四国管内は、耕地面積の72.3%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は42.4%、1ha程度以上の区画整備済面積の割合は4.7%となっている（平成26年）。

平成27年度は、中国四国管内で国営かんがい排水事業8地区〔斐伊川沿岸地区、益田地区（以上島根県）、岡山南部地区、吉井川地区、小阪部川地区、（以上岡山県）、香川用水土器川沿岸地区、香川用水二期地区（以上香川県）、南予用水地区（愛媛県）〕、国営総合農地防災事業2地区〔吉野川下流域地区、那賀川地区（以上、徳島県）〕、直

轄地すべり対策事業1地区〔高瀬地区（高知県）〕及び国営緊急農地再編整備事業1地区〔南周防地区（山口県）〕において事業実施した。

(イ) 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総括的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」を平成21年度より実施している。

平成27年度には、66市町村で、耕作放棄地の再生作業（55ha）や土壌改良、施設の整備、営農再開が取り組まれた。

中国四国農政局では、管内全9県及び12市町村に対し、対策全般の内容説明や取組要請活動を実施した。

また、地域に出向き聞き取り調査を行い、地域の実情に即した効果的な取組ができるよう、取組主体別にとりまとめた事例集・逆引きマニュアルを作成・更新し、県・市町村・地域協議会等に配布した。

コ 鳥獣被害防止対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は、平成27年10月末現在で、196市町村に拡大した。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために設置を推進している「鳥獣被害対策実施隊」は、平成27年10月末現在で、管内全市町村の約7割にあたる144市町村で設置された。

中国四国農政局では、効果的な被害防止対策の普及・拡大を目的として、中国地域と四国地域に設置している「野生鳥獣対策ネットワーク」の現地検討会や中国四国地域鳥獣被害対策優良活動表彰の取組を通じて、工夫した取組事例や新技術等についての情報共有や意見交換を行った。

サ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) コミュニケーションの円滑な推進等

消費者の信頼確保、食や農林水産業への理解増進及び食と農の結びつきの強化を図るため、岡山県、香川県、徳島県において「食の安全と消費者の信頼確保」をテーマに、消費者団体等との意見交換会を開催するとともに、管内消費者団体等に対し、食の安全等に係る情報の提供を行っている。

また、消費者等に食の安全や消費の改善、農

業・農村に関する事項について、正しい情報を分かりやすく提供する「食と農の知っ得講座」を管内で78回（延べ約2,500人）開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示状況の監視

小売店舗や中間流通業者等における食品表示の状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して食品表示法等に基づく調査を実施した。

また、商品を買上げ、DNA分析等の科学的手法を用いて品種や産地が表示内容と一致しているか確認を行った。

さらに、食品の偽装表示や不適正な食品表示に関する情報等の受付窓口である「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合には食品表示法等に基づく措置（指導28件）を行った。

b 関係機関との連携

中国四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、平成20年5月に発足した「中国四国地域食品表示監視連絡会議」を開催した。また、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「食品表示法及び農林物資の規格化等に関する法律と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。各県段階でも「食品表示監視協議会」を開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

(ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

a 農薬等の使用状況の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対して農薬の使用状況等調査、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査、並びに養殖漁家に対する水産用医薬品使用状況等の調査を通じた点検・指導を実施した。

b 特定家畜伝染病への対応

高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合に、迅速かつ的確に防疫作業支援等の初動対応が行えるよう、緊急連絡及び防疫作業支援について体制を整備するとともに、勤務時間外緊急連絡訓練及び防疫作業支援者派遣訓練を実施し

た。また、職員等を対象に特定家畜伝染病防疫講習会を開催し、家畜防疫の基礎知識の習得や防護服の脱着訓練を実施した。

c 牛トレーサビリティ制度の適切な運営

BSE（牛海綿状脳症）のまん延防止と牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、牛の飼養者、と畜者、牛肉の販売業者等に対して巡回調査等を行い、市販等されている国産牛肉のDNA鑑定を行うとともに、鑑定結果を踏まえた検査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

(エ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通確保のため、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき、米穀事業者、用途限定米穀取扱業者及び登録検査機関等に対し立入検査等を実施し、違反が確認された場合は指導を行った。

なお、平成27年度は管内事業者に対して1件の農産物検査法に基づく農林水産大臣による改善命令の措置を行った。

また、米トレーサビリティ制度の普及・啓発の取組の一環として、岡山県内の高校4校を対象に制度の認知度向上の取組を行うことにより、高校生が自ら販売実習・イベント等で消費者ヘリーフレットを配布するなど、高校と連携し本制度の周知を行った。

シ 食育の推進

有識者による講演等や食育実践者を参集しての意見交換を行う「食育セミナー」、「食育交流会」を管内で開催（4回）した。

「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進、正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、大学生を対象に食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査を管内19校（1,286名）で実施した。

また、食と農をつなぐ食育活動の普及啓発のため、親子を対象とした「農業体験を伴う意見交換会」や小学生を対象にした「農業体験を伴う食育授業」を管内で開催（2回）した。

「中国四国食育ネットワーク」の会報誌を6回発行するとともに、会員のイベント情報や食育に関する情報などについてメールマガジン等の発信を行った（平成28年3月末会員数：200人）。

ス 食べて応援しよう！の取組

東日本大震災の復興・復旧に向け被災地の食品を食べることで支援するため、農政局及び合同庁舎内

関係機関の職員等を対象に、福島県産の米、りんごの販売斡旋を行った。

セ 農林水産物・食品の輸出促進の取組

管内の地方公共団体、農業関係団体、水産業関係団体、食品産業関係団体、経済団体、ジェトロ等関係機関、各省地方支分部局で構成する中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会の活動を通じ、農林水産物・食品の輸出促進取組等に係る関連情報の共有や意見交換等を行った。

また、同協議会会員や輸出に関心を持つ事業者等を対象に、「貯蔵施設を活用した需要期へのブドウ輸出取組」及び「東アジア中元節・中秋節をターゲットにした日本産高級モモの輸出流通システムの構築」をテーマとするセミナーを開催した。

加えて、当局に設置する輸出相談窓口には、輸出に取り組む事業者や自治体等から、台湾が要求する輸入規制、輸出に関する手続き、検疫関係、TPP大筋合意に係る輸出への影響及び輸出先国が求める残留農薬基準等多数の相談が寄せられ、関係機関と連携して迅速・的確な対応に努めた。

ソ 6次産業化の推進

6次産業化推進に当たっては、平成25年秋より、ネットワーク交付金を活用した県主導の推進体制に移行したが、中国四国農政局及び地域センター（県域拠点）は、引き続き、6次産業化の取組を総合的にサポートするため、相談窓口を設置するとともに、県6次産業化担当者及び県サポート機関、支援人材等と連携し、地域の6次産業化の推進を図った。

また、農林漁業成長産業化ファンドの積極的な活用に向け、中国・四国地域のサブファンドを訪問し意見交換を行うとともに、サブファンドとの情報・意見交換会開催、ファンド事例集の作成を行った。

六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」は、平成27年度18件の認定を行い、累計235件となっている。また、「研究開発・成果利用事業計画」は、累計2件となっている。

「総合化事業計画」認定事業者のPR・フォローアップを図っていくため、その事業内容・商品等を紹介した事例集を作成した。

農林漁業と他産業との新たな連携については、「中国・四国地域産業連携ネットワーク」（平成28年3月31日現在、会員数426名）の活動として、HACCP導入ならびに輸出促進をテーマとするセミナーをそれぞれ開催し、6次産業化の推進とネットワーク活動の強化を図るとともに、6次産業化のイ

ベント・補助事業等の情報提供を行った。

タ 地理的表示保護制度の推進

平成27年6月1日の地理的表示登録申請受付に向けて、制度の内容及び申請方法を説明するため、「地理的表示保護制度に関するブロック説明会」を行った。

また、管内各県で開催された「地理的表示登録申請に向けた説明・相談会」において、制度や申請方法を説明するとともに、管内各県に駐在する地方参事官による各市町村、JA等への制度周知を行った。

さらに、中国四国農政局「消費者の部屋」展示コーナーにおいてパネル展示による制度の紹介、伊予生糸等関連グッズの展示を行う等制度の普及・啓発に努めた。

なお、中国・四国地域では、平成28年2月2日に「伊予生糸」（愛媛県）、同年3月10日に「鳥取砂丘らっきょう・ふくべ砂丘らっきょう」（鳥取県）が登録された。

チ バイオマス活用の推進

バイオマス活用の推進を図るため、バイオマス産業都市構想の策定等に向けて、県、市町村及び関係者に対して補助事業等の情報提供を行った。

その結果、平成27年度のバイオマス産業都市として、鳥根県飯南町及び岡山県津山市が選定された。

この中で、飯南町は、木質及び家畜の廃棄物系バイオマスを活用した堆肥化、熱利用等、また、津山市は、間伐材を利用した木質バイオマス発電、製材残材等を利用したマテリアル化（ウッドプラスチック製品等）等に取り組んでいくこととしている。

ツ 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー活用の推進を図るため、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（以下「再エネ法」という。）に関して、必要な情報提供や助言等を行った。

また、再エネ法の活用状況を把握するため、全市町村を対象に行ったアンケート結果を基に、再エネ法に関心のある市町村を対象にして周知活動を行ったほか、市町村基本計画の策定の推進に向けた意見交換会を鳥取県と四国西南部（愛媛県、高知県）の2か所で開催した。

この結果、愛媛県愛南町で、平成27年5月に管内最初となる市町村基本計画が策定された。

(4) 関係機関との連携強化

10月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を現場で着実に推進するため、地域

センターを見直し、「地域農政のコンサルタント」として、地方農政局長直属の地方参事官を県庁所在地に配置した。

各部・室及び地方参事官は地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行った。

また、局長又は次長が現地に出向き、地域の声を聞きながら一緒に考え、施策に活かしていく「一日農政局」（5回）、中国四国農政局又は地域センター（県域拠点）の幹部職員が管内の大学に出向き、次代を担う大学生に中国四国地域の農業の現状等の説明（35回）等を実施した。

(5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、「中国四国食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、「NewsLetter」を始めとする広報誌やパンフレットを発行し、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

中国四国農政局ホームページは、東日本大震災情報への窓口をはじめ、「人・農地プラン」、「農山漁村の6次産業化」や「攻めの農林水産業」の実現に向けた新たな政策の概要等の重要施策を中心に、イベントの紹介や統計情報について迅速な情報の発信・更新に努めた。

中国四国農政局メールマガジンは、「中国四国あぐりレター」を毎月5日、20日に発刊（29回）し、約5千5百人に配信している。また、あわせて、「中国四国米粉利用推進ネットワーク（ココねっと通信）」（3回）、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」（12回）の各メールマガジンを配信した。

イ 報道機関への情報提供

管内9県の主要な報道機関に対し、プレスリリース及び記者レクを実施し、迅速な情報提供を行った。

また、報道機関との連携を強化するため、担当記者（岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）及び報道責任者（岡山県、広島県）とそれぞれ意見交換会を開催した。

ウ 消費者の部屋

中国四国農政局の「消費者の部屋」では、局内関係部（室）及び管内関係機関の協力により、農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた展示（19回）を行うとともに、各地域センター（県域拠点）においても「消費者の部屋」等を設置し、消費者に

情報提供を行った。

さらに、より多くの消費者に情報提供を行うために、管内各種イベント会場等において「移動消費者の部屋」を開設した（開設回数56回）。

7 九州農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

九州経済の動向をみると、平成27年度の鉱工業生産指数（平成22年基準）は、金属製品工業や鉄鋼業などで前年に比べ低下したものの、普通乗用車等の輸送機械工業や化粧品等の化学・石油石炭製品工業、半導体製造装置等のはん用・生産用・業務用機械工業が上昇したことから、概ね緩やかに持ち直す動きが続いた。

雇用情勢は、人材確保に向けた意欲的な動きもみられ、有効求人倍率が上昇するなど、改善傾向が続いた。

個人消費は、軽自動車税の税率引き上げが影響し自動車関連では低調であったが、夏場の猛暑による家電製品への需要増やインバウンド効果等で大型小売店で飲食料品などが好調であったため、緩やかな持ち直しの動きがみられた。

イ 農業産出額

平成27年の九州の農業産出額（都道府県別推計）は、1兆7,541億円で、肉用牛、鶏、トマト、いちご等の価格が上昇したことから、前年に比べ524億円（3.1%）増加した。

全国の農業産出額（都道府県別の合計）に占める九州の割合は19.8%となっている。

ウ 農業経営

平成27年の九州における1経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営で52万5千円（前年比100.4%）、畑作経営で165万円（同97.1%）、露地野菜作経営で179万1千円（同93.7%）、施設野菜作経営で713万5千円（同124.6%）、果樹作経営で196万1千円（同106.8%）、酪農経営で888万7千円（同114.3%）、肉用牛経営で470万5千円（同135.9%）となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成27年産水稻の作付面積（子実用）は、前年産に比べ7,500ha減少し17万700ha（前年産比95.8%）となった。

収穫量（子実用）は、低温・日照不足といもち病及び台風によるもみずれ等が発生したことにより82

万6,800t（同96.3%）となった。

このうち、早期栽培水稻は、田植期以降の気象が低温・日照不足で経過したため、全もみ数が少なかったことと、登熟についても登熟期が低温・日照不足となり、特に粒の充実が不足したことから、作柄は「不良」となった。

普通栽培水稻は、全もみ数が低温・日照不足の影響により「やや少ない」ないし「平年並み」となり、登熟は台風第15号のもみずれ・葉ずれ等の影響があったため一部の地域を除き作柄は「やや不良」となった。

この結果、水稻の10a当たり収量は484kg、作況指数96となった。

なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は80万6,100tとなった。

イ 麦

平成27年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の作付面積（子実用）は、前年産に比べ800ha増加し5万6,000ha（前年産比101.4%）となった。

収穫量は、前年産に比べ3万3,800t減少し15万2,300t（同81.8%）となった。

ウ 大豆

平成27年産大豆の作付面積（乾燥子実）は、前年産に比べ400ha増加し2万1,900ha（前年産比101.9%）となった。

収穫量は、前年産に比べ5,700t減少し3万400t（同84.2%）となった。

エ かんしょ

平成27年産かんしょの主産県（熊本県、宮崎県、鹿児島県）計の作付面積は、前年産に比べ1,180ha減少し1万6,900ha（前年産比93.5%）となった。

収穫量は、前年産に比べ5万1,500t減少し40万3,900t（同88.7%）となった。

なお、全国に占める九州の作付面積割合は約50%となっている。

オ 野菜

平成27年産指定野菜（14品目）のうち、12品目（主産県調査：キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス）の作付面積は4万5,900ha（前年産比98.9%）となった。

また、収穫量は156万1,000t（同93.3%）、出荷量は138万3,000t（同93.3%）となった。

カ 果樹

平成27年産みかんの結果樹面積は、前年産に比べ

300ha 減少し 1 万 3,300ha（前年産比 97.8%）となった。

収穫量は、前年産に比べ 4 万 8,900 t 減少し 23 万 2,100 t（同 82.6%）となった。

平成 27 年産くりの主産県（熊本県、大分県、宮崎県）計の結果樹面積は、前年産に比べ 60ha 減少し 4,020ha（同 98.5%）となった。

収穫量は、前年産に比べ 2,860 t 減少し 2,010 t（同 41.3%）となった。

平成 27 年産日本なしの主産県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）計の結果樹面積は、前年産に比べ 70ha 減少し 1,640ha（同 95.9%）となった。

収穫量は、前年産に比べ 1 万 1,700 t 減少し 2 万 5,300 t（同 68.4%）となった。

キ 茶

平成 27 年産茶の主産県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）計の摘採面積は、前年産に比べ 100ha 減少し 1 万 3,300ha（前年産比 99.3%）となった。

荒茶生産量は、前年産に比べ 2,700 t 減少し 3 万 1,300 t（同 92.1%）となった。

ク 畜産

平成 28 年 2 月 1 日現在の乳用牛の飼養戸数は、前年に比べ 90 戸減少し 1,660 戸（前年比 94.9%）、飼養頭数は前年に比べ 5,100 頭減少し 11 万 200 頭（同 95.6%）となった。

肉用牛の飼養戸数は、前年に比べ 1,200 戸減少し 2 万 2,700 戸（同 95.0%）、飼養頭数は前年に比べ 1 万 300 頭減少し 88 万 3,700 頭（同 98.9%）となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 「人・農地プラン」の推進

我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題に直面しており、5 年後、10 年後の将来展望が描けない地域が増えている。

このような中、平成 24 年度から各地域の人と農地の問題を解決するため、集落・地域の関係者による徹底的な話し合いが行われ「人・農地プラン」の作成が各地で進められており、28 年 3 月末現在で、227 市町村の 2,614 地域（作成予定地域の 82.7%）でプランが作成された。

また、26 年度から開始された農地中間管理事業は、制度の周知が進み、27 年度の農地中間管理機構の借受面積は 1 万 2,766ha（累計 1 万 4,209ha）、転貸面積は 1 万 2,738ha（累計 1 万 4,165ha）となった。

イ 担い手の確保

平成 28 年 3 月末現在の認定農業者数は 4 万 8,222 経営体（うち法人 4,075 経営体）で、全国 24 万 6,085 経営体の 20% を占めている。

28 年 2 月 1 日現在の集落営農数は 2,510 となり、前年に比べ 58 減少した。このうち、法人の集落営農数は 119 増加して 553（前年比 127%）となり、集落営農数全体の 22% を占めている。

農業経営の法人化は、経営の明確化や信用力の向上等を背景に増加傾向にあり、27 年 1 月末現在の農業生産法人数は 2,592 法人となっている。

また、一般法人についても、27 年 12 月末現在で 221 法人が計 313ha の農地を借受けて農業経営を行っており、貸借による参入が可能となった 21 年改正農地法の効果が着実に現れている。

ウ 経営所得安定対策等の取組

平成 27 年度経営所得安定対策等の交付金支払件数は、16 万 76 件となり、26 年度の支払件数に比べ 7,799 件の減少となった。

経営形態別にみると、個人 15 万 7,129 件（前年度比 95.1%）、法人 1,539 件（同 117.6%）、集落営農 1,408 件（同 99.8%）となり、法人で増加し、個人と集落営農で減少した。

畑作物の直接支払交付金は、平成 27 年産から認定農業者等の担い手を対象に規模要件を課さずに実施しており、支払数量は、麦が 12 万 8,649 t、大豆が 2 万 8,252 t、そばが 1,032 t、なたねが 91 t となった。

米の直接支払交付金の支払面積は、12 万 3,397ha（10 a 控除前）で 5,590ha の減少（同 95.7%）となった。

水田活用の直接支払交付金の支払面積は、麦が 5 万 4,008ha で 659ha（同 101.2%）、大豆が 2 万 700ha で 444ha（同 102.2%）、飼料作物が 3 万 5,837ha で 324ha（同 100.9%）、飼料用米が 5,888ha で 1,935ha（同 148.9%）、稲発酵粗飼料（稲 WCS）用稲が 2 万 1,011ha で 3,511ha（同 120.1%）と、それぞれ増加となるなど、主食用米からの転換等が進行した。

エ 農畜産物の生産振興及び消費拡大

(ア) 米

平成 27 年産米については、全県において生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなった。また、新規需要米の取組計画の認定面積は 2 万 7,641ha で、26 年産に比べ 5,399ha（24%）の増加となった。このうち、稲発酵粗飼料（稲 WCS）用稲は、前年産より 3,567ha 増加し、全体の 77% を占めた。

普通期水稻では、低温・日照不足による生育の遅れ、いもち病及び台風第15号の通過に伴うもみずれ等がみられた。

米の消費拡大に向けた取組については、各種イベントや学食・社食等でパネル展示を行い、朝ごはんの習慣化等を推進するとともに、米粉の普及推進の取組として、九州米粉食品普及推進協議会等との連携により、指導者の育成を目的とした九州米粉食品アドバイザー講座や、消費者を対象とした米粉料理教室、消費者及び米粉食品関係者等を対象とした米粉利用拡大セミナー等を開催した。

(イ) 麦

九州には、福岡県のラーメン、長崎県のちゃんぽんや五島うどん、大分県のだんご汁等、麦を使った伝統食文化が各地に存在している。これらの地域の食ブランドと結び付いた新品種の開発・導入を推進し、需要開拓を図っていくことが重要となっている。

すでに、福岡県ではラーメン専用品種「ちくしW2号（通称：ラー麦）」の導入推進、長崎県では、地域コンソーシアム支援事業を活用し、ちゃんぽん麺用小麦「長崎W2号」の栽培技術の実証、ブランド化及び麺や特産品の開発・試験が行われている。

(ウ) 大豆

管内の生産者団体や各県の大豆生産振興担当者等を対象に大豆栽培技術検討会（平成27年10月）を佐賀県で開催し、大豆の省力安定多収生産技術についての報告や、当該技術を導入している実証ほ場で生育状況や導入技術の現地調査を行った。

また、大豆の新品種の開発・活用に関する連携研究会（28年3月）を開催し、新品種の育成等の情報提供や、生産者と実需者間の情報交換を実施した。

そのほか、大豆の生産拡大に向けた意見交換（27年6～7月）を管内全県で実施し、各地域での生産拡大の推進を図った。

(エ) 野菜・果樹

野菜については、競争力のある生産供給体制の確立等を図ることを目的に、野菜の産地強化計画の策定を推進し、28年3月末までに496産地で策定された。

支援事業として、消費者・実需者のニーズに対応した野菜の安定供給体制を構築するため、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等の整備を支

援した。また、集出荷貯蔵施設の再編利用に対しても支援した。さらに、次世代施設園芸導入加速化支援事業として、宮崎県拠点（宮崎県国富町）に続き、大分県拠点（大分県九重町）が竣工した。

果樹については、目標や取組を具体的に定めた果樹産地構造改革計画が、28年3月末までに90産地で策定された。

これらの取組を支援するため、光センサー等の高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や加工施設、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入等への支援を進めた。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援を推進し、果樹農業の経営安定と果実生産出荷の安定化を図った。

消費拡大の取組として、野菜・果物の摂取量が少ない若い世代を対象に、「野菜ソムリエからのメッセージ」をテーマにやさい・くだもの出前セミナー（7月、約80人参加）を開催した。

(オ) 花き・茶

花きについては、関係団体で構成する九州花き振興協議会の総会及びシンポジウム等において、花きに関する情報を発信した。また、新たな花きの需要期を創設するため、九州花き振興協議会主催の「いい夫婦の日」（11月22日）と「バレンタインデー」に実施されているイベント「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を協賛し、「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を広く募集した。

茶については、消費者ニーズの変化に的確に対応した茶の加工・流通体制の確立に向け、荒茶等の加工施設の整備を支援した。また、茶関係団体等と共にお茶文化振興等のためのイベント「ティーロード茶壺道中」等に取組んでいる。九州農政局では、熊本地方合同庁舎1階ロビーに茶室を設置し、キャンペーン「九州の新茶をどうぞ！」（4月27日～5月1日と5月25～29日の2回）を実施した。さらに、茶改植等支援事業で、産地ぐるみで改植等を行った場合の未収益期間及び改植経費に対する支援を実施した。

(カ) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきびについては、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業として、地力増進対策、病害虫防除対策等による生産回復・増産に向けた取組のほか、農業機械等のリース支援、甘しゅ糖工場の経営体質強化に向けた取組への支援等を継続的に実施した。

でん粉原料用かんしょについては、高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組や、かんしょ生産の省力化や安定的な生産体制の確立に向けて収穫機械等のリース導入支援を行った。

(キ) 畜産

畜産再興プラン実現推進本部において緊急に対応すべき課題とされた繁殖雌牛の増頭、酪農生産基盤の強化、飼料の増産の推進のため、27年5月と28年3月、熊本市において、畜産再興プラン九州・沖縄ブロック会合を開催した。

また、畜舎、堆肥舎の整備など、畜産クラスターや強い農業づくり交付金による事業を推進し、畜産の収益力強化のための取組推進を図った。

(ク) 飼料作物

九州農政局、各県、畜産関係団体等で構成する九州地域飼料増産行動会議を設置し、飼料作物作付面積の拡大、国産稲わらの利用拡大、放牧の推進、国産粗飼料の生産・流通の円滑化等に係る行動計画と取組の方策についての検討や研修会を開催し、各県、畜産関係団体等と情報共有を行い、飼料増産の取組の推進を図った。

また、「稲 WCS と放牧の普及拡大」をテーマに九州地域飼料増産に関する研修会（27年9月、熊本県玉名市）、「飼料米とSGS（粳米サイレージ）」をテーマに九州地域飼料用米推進会議（12月、福岡県筑後市）等を開催した。

オ 食育の推進

和食が世界から注目を集める中、その伝統的価値を守り伝えることや、日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上が求められている。このような中、九州農政局では、「つなげよう郷土料理」をテーマとした交流会（28年2月）を開催し、食文化の保護・継承を推進し、郷土料理を若い世代につないでいくための取組や課題、解決策について意見交換を行った。

また、地域において食育活動を行っている団体等のネットワークづくりを支援するため、局ホームページの中に開設している「食育アイランド九州」において取組の紹介等の情報提供を行った。さらに、農林漁業者等が農林漁業体験活動の機会を提供する教育ファームの取組を推進した。

なお、同ネットワークには28年3月末現在で544の個人・団体が登録・参加している。

カ 農業生産工程管理（GAP）の推進

平成27年3月末現在、九州地域で米、麦、大豆、

野菜、果樹の産地強化計画等を作成している884産地のうち、57%にあたる501産地において、農林水産省の「共通ガイドラインに即したGAP」や各県が策定した県GAP等が導入されている。

九州農政局では、さらなるGAP導入の推進や日本産農畜産物の輸出促進に当たり、ICT技術を活用したGLOBALG.A.P.の認証取得等の取組を支援して普及を進めている。

キ 農山漁村の6次産業化の取組

九州での六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の累計認定件数は、27年度末で375件となっている。

九州では、6次産業化等に取り組む事業者が、地域の農林水産物を用いて開発した魅力ある商品の販路拡大を図るため、「食の発掘商談会 in 鹿児島」を開催した。

また、25年2月に発足した農林漁業成長産業化ファンドについては、27年度末で管内19件の6次産業化事業体に対して出資事業が行われている。

ク 家畜の伝染性疾病への対応

九州に隣接する東アジア諸国では27年度も口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が続いた。このため、九州各県では家畜保健衛生所を中心に畜産農家への巡回指導を行うとともに、畜産農家でも日ごろから徹底した農場の消毒やきめ細かい家畜の衛生管理に取り組んだ。

九州農政局においても、定期的な防疫演習や派遣者リストの作成等、迅速な初動及びまん延防止に向けた各県の取組のサポート体制を整備している。

ケ 食品表示の適正化の取組

食品表示・JAS規格及び牛トレサビリティ制度を担当する職員が日常的に小売店舗等の巡回並びにDNA分析などの科学的分析手法等を活用し、生鮮食品等の食品表示の適正化に取り組んでいる。

また、食品表示110番を開設し、一般消費者等からの不適正な食品表示に関する情報を受け付け、対象事業者への調査、関係機関への情報回付等の対応を行った。

なお、平成27年度の食品表示110番の受付件数は671件であった。

コ 米穀等の適正流通確保に向けた取組

円滑な米穀の適正流通を確保するため、米トレサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づく監視活動等に取り組んだ。

米飯類を提供する外食事業者に対し、米トレサビリティ法に基づく巡回立入検査を実施した。ま

た、米トレーサビリティ法のさらなる周知のため、米穀事業者や関係団体等が主催する講習会において、191回、延べ約1万7千人に対し普及・啓発を行った。

新規需要米（米粉用米、飼料用米等）等の用途を限定して生産された米穀の主食用への横流れ防止等のため、食糧法に基づく巡回立入検査を実施した。

また、米穀流通監視相談窓口を設置し、消費者や関係業者等からの問合せ対応及び不適正な流通の情報等に対応した。

サ 荒廃農地の現状とその再生に向けた取組

平成27年の荒廃農地は6万9,996haで、このうち、再生利用が可能な荒廃農地は2万4,729haとなった。

各地域では、耕作放棄地対策協議会が設置され、荒廃農地の再生に向けた積極的な取組が進められており、この1年間に2,175haの荒廃農地が再生利用された。

シ 多面的機能支払交付金の推進

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための九州における平成27年度末現在の取組状況は、農地維持支払いは4,821活動組織で取組が行われており、取組面積は24万6,608haとなっている。

資源向上活動（共同）は4,071の活動組織で取組面積は22万5,370ha、資源向上活動（長寿命化）は2,022の活動組織で取組面積は12万5,141haとなっている。

ス 環境保全型農業直接支払交付金の推進

管内148の市町村で、取組件数578件、取組面積6,596haにおいて、カバークロップ等の地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援を行った。

このうち、地域特認取組（IPM、冬期湛水管理等）については、1,646haで取り組まれた。

セ 鳥獣被害防止の取組

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は、平成27年10月末現在で223市町村となった。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という）の設置を推進した結果、27年10月末で管内全市町村の約9割にあたる211市町村で実施隊が設置された。

さらに、九州地域の関係機関で構成される九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を開催し、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効果的な防除のあり方等を

検討するとともに、「鳥獣被害の現状と対策について」や「九州管内におけるジビエの普及のための取組事例」を作成し、ホームページに掲載して、各地域での被害防止活動の推進及び有害鳥獣の食肉利用（ジビエ）の普及を図った。

ソ 農山漁村活性化の取組

九州では、平成26年度までに7県148市町村で農山漁村活性化法に基づく活性化計画が策定されており、27年度は新規に20件が策定され、継続分と合わせた47の取組について、生産基盤及び施設の整備、定住環境の整備、地域間交流の促進等の支援を行った。

都市と農山漁村の共生・対流については、管内25地域でグリーン・ツーリズム等、豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの取組を支援した。また、27年12月には、民間主導の九州グリーン・ツーリズムシンポジウムが佐賀県で開催された。

タ バイオマス利活用の推進

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想については、27年度中に管内で3地区がバイオマス産業都市に選定された。福岡県宗像市は一般廃棄物厨芥類など地域資源を有効活用した環境の保全と各主体の参加による自主・自立のまちづくり、大分県臼杵市は有機農業、林業、漁業を軸にした水資源を豊かにする循環型社会、宮崎県小林市は市民と行政が協働して環境負荷と経済性の確保、災害に強い「九州-安心安全なまち小林市」の実現化を目標にそれぞれ構想を掲げ取組を推進している。

(4) 関係機関との連携強化

ア 連携による農業の高付加価値化の推進

(ア) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した農商工連携により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援しており、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画について、平成27年度においては2件（累計73件）を認定した。

(イ) 輸出促進に向けた連携

管内の輸出促進に向けた取組を推進するため、各省庁地方支分部局や各県輸出促進協議会等で構成する九州農林水産物等輸出促進ネットワークを通じて、県域を越えた広域連携等のための情報の共有を図っている。

27年7月には輸出戦略実行委員会九州ブロック意見交換を、10月には九州農林水産物等輸出促進

ネットワーク総会、28年3月には農林水産物・食品輸出促進セミナーを開催した。

また、九州経済産業局等とともに設立した九州農業成長産業化連携協議会の活動に一体となって取組み、27年9月にジェトロ主催による「日本産農水産物・食品輸出商談会 in バンコク」に参加した。

イ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、県単位に、県、警察等関係機関と農政局又は各地域センターとの間で食品表示監視協議会を平成27年5月から7月の間に開催し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、迅速に対応できるよう関係機関で情報共有と意見交換を行った。

また、こうした対応が円滑に実施されるよう管内の関係省庁間（九州厚生局、九州管区警察局等）で九州地域食品表示監視連絡会を27年5月に開催し、情報の共有・意見交換を行った。

ウ 鳥獣被害防止に関わる連携

九州地域では、九州森林管理局、九州地方環境事務所及び管内各県と、九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を設置している。ここでは、国有林や国立公園等に隣接する地域の野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な防除の在り方を定期的に検討している。

また、「鳥獣被害の現状と対策について（九州農政局版）」を作成し、管内の取組事例等を掲載することにより、各地域での被害防止活動の推進を図っている。

(5) 広報活動

管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、局ホームページ、プレスリリース等を通じて、農業・農村に関する情報の迅速・正確かつ分かりやすい発信に努めた。

またメールマガジン「アグリ・インフォ九州」の配信を行った（平成28年3月末現在7,019人に配信）。

さらに、様々な食育に取り組む関係者に対しメールマガジン「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行った。

農政局及び地域センターに設置している「消費者の部屋」において、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行った。国の行政機関のPRを目的とした、消費者の部屋特別イベント「しっとと？国のお仕事～夏休み見学デー～」を8

月に開催し、米粉を使った親子料理体験、野菜・果物の糖度測定、「田んぼの大水族館」の展示、農業環境を学ぶ水質調査等を行い、多くの子供たちに体験の場を提供した。

また、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けている消費者相談窓口には51件の相談が寄せられた。そのほかに、各地で行われる様々なイベント等で「移動消費者の部屋」を33会場で開設した。

8 北海道農政事務所

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成27年度の経済情勢は、軽自動車税率の引上げ等により新車登録台数は前年より減少したが、百貨店・スーパー販売額、コンビニエンスストア販売額、新設住宅着工戸数はそれぞれ前年を上回っており、緩やかに回復している。

生産面では、全国と同様に、中国を始めとする新興国経済の景気減速や国等の公共工事の減少などにより鉱工業生産指数は、2年連続で減少した。

雇用情勢は、有効求人倍率が6年連続で増加したほか、完全失業率についても減少し、雇用環境の改善が続いている。

観光は国際定期便の新規就航やチャーター便の増便、さらには円安の一層の進行などを背景に国内外来道者数が好調に推移した。

イ 農業産出額

平成27年の北海道の農業産出額は1兆1,852億円で、前年に比べて742億円（6.7%）増加した。

この結果、平成27年の全国の農業産出額（都道府県別の合計）に占める北海道の割合は13.4%となった。

ウ 農業経営

平成27年の北海道内における水田作経営の1経営654万円で、前年に比べて体当たり農業粗収益は1,654万円で、前年に比べて18.8%増加した。一方、農業経営費は1,053万2千円で、前年に比べて7.3%増加した。この結果、農業所得は600万9千円となり、前年に比べて46.3%増加した。

畑作経営の1経営体当たり農業粗収益は3,511万2千円で、前年に比べて10.8%増加した。一方、農業経営費は2,364万円で、前年に比べて9.6%増加した。

この結果、農業所得は1,147万2千円となり、前年に比べて13.4%増加した。

酪農経営の1経営体当たり農業粗収益は7,593

万8千円で、前年に比べて9.8%増加した。一方、農業経営費は5,979万5千円で、前年に比べて4.4%増加した。この結果、農業所得は1,613万3千円となり、前年に比べて36.0%増加した。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成27年産水稻の作付面積は10万7,800haで、前年産に比べて3,200ha減少した。6月下旬から7月上旬にかけて低温で経過したことにより、全もみ数が平年よりもやや少なくなったものの、その後の好天により、開花・受精が良好であったこと、9月中旬から下旬にかけて、気温が平年より高く経過したことなどから登熟が良好となり、10a当たり収量は559kg、作況指数は104となった。

この結果、収穫量は60万2,600tとなり、前年産に比べて3万7,900t（5.9%）減少した。

イ 麦

平成27年産小麦の作付面積は12万2,600haで、前年産に比べて2,800ha（0.6%）減少した。10a当たり収量は596kgで、前年産に比べて149kg（33.3%）増加した。

この結果、収穫量は73万1,000tとなり、前年産に比べて17万9,600t（32.6%）増加した。

ウ 大豆

平成27年産大豆の作付面積は3万3,900haで、前年産に比べて5,300ha（18.5%）増加した。10a当たり収量は253kgで、前年産に比べて4kg（1.6%）減少した。

この結果、収穫量は8万5,900tとなり、前年産に比べて1万2,300t（16.7%）増加した。

エ 小豆

平成27年産小豆の作付面積は2万1,900haで、前年産に比べて4,400ha（16.7%）減少した。10a当たり収量は前年産並みの272kgとなった。

この結果、収穫量は5万9,500tとなり、前年産に比べて1万2,600t（17.5%）減少した。

オ いんげん

平成27年産いんげんの作付面積は9,550haで、前年産に比べて1,010ha（11.8%）増加した。10a当たり収量は260kgで、前年産に比べて29kg（12.6%）増加した。

この結果、収穫量は2万4,800tとなり、前年産に比べて5,100t（25.9%）増加した。

カ そば

平成27年産そばの作付面積は2万800haで、前年産に比べて800ha（3.7%）減少した。10a当たり収

量は77kgで、前年産に比べて17kg（28.3%）増加した。

この結果、収穫量は1万6,000tとなり、前年産に比べて3,000t（23.1%）増加した。

キ てんさい

平成27年産てんさいの作付面積は5万8,800haで、前年産に比べて1,400ha（2.4%）増加した。10a当たり収量は6,680kgで、前年産に比べて470kg（7.6%）増加した。

この結果、収穫量は392万5,000tとなり、前年産に比べて35万8,000t（10.0%）増加した。また、平均糖分（北海道庁調べ）は前年産に比べて0.2ポイント上昇し、17.4%となった。

ク ばれいしょ

平成27年産ばれいしょの作付面積は5万1,000haで、前年産に比べて500ha（1.0%）減少した。10a当たり収量は3,740kgで、前年産に比べて20kg（0.5%）増加した。

この結果、収穫量は190万7,000tとなり、前年産に比べて9,000t（0.5%）減少した。

ケ 畜産

(ア) 乳用牛

平成28年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は6,490戸で、前年に比べて190戸（2.8%）、飼養頭数は78万5,700頭で、前年に比べて6,700頭（0.8%）それぞれ減少した。

1戸当たりの経産牛頭数は前年並みの73頭となっている。平成27年の生乳生産量は387万1,319tで、前年に比べて6万577t（1.6%）増加した。これは、全国の生乳生産量の52.5%を占めている。

(イ) 肉用牛

平成28年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は2,600戸で、前年に比べて20戸（0.8%）減少したものの、飼養頭数は51万2,500頭で、前年に比べて7,300頭（1.4%）増加した。この結果、1戸当たりの飼養頭数は197頭となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上と食料の安定供給

(ア) 食料自給率の現状

平成26年度（概算値）における北海道の食料自給率は、カロリーベースで208%、生産額ベースで207%となった。

(イ) 食育の推進と国産農産物の消費拡大

食育の推進に向けて、食育に関するセミナーや夏休み子ども見学デーの開催、パネル展示等を実

施した。また、地域における日本型食生活等の普及促進、農林漁業者等による生産の場における食育活動等について、地域が自主性・独立性を発揮しながら食育を推進するよう、地方公共団体や食育関係団体等への支援や日本型食生活の普及・啓発を行った。

北海道において、食育基本法に基づく地域の特性を活かした食育推進計画を策定している市町村は、179市町村のうち約44%に当たる78市町村（平成28年3月末現在）となった。

食料自給率向上には国産農産物の消費拡大が必要ことから、米の消費拡大の一環として、北海道内の食品加工業者、関係団体等が参加して設立された「北海道米粉食品普及推進協議会」と連携し、米粉食品の普及・啓発に取り組んだ。

また、「平成27年度地産地消優良活動表彰」及び「第8回地産地消給食等メニューコンテスト」（一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構、全国地産地消推進協議会主催）に北海道内から応募のあった優れた取組に対し、北海道農政事務所長賞を授与した。

(ウ) 食の安全と消費者の信頼確保

安全性の向上に向けた取組として、農業生産工程管理（GAP）の普及推進をはじめ、農薬の適正使用の推進、飼料の安全確保のための調査点検等を実施した。

また、家畜防疫体制の整備をはかるとともに、家畜防疫業務に携わる者を対象にしたセミナーを開催し、防疫体制の強化に向けた普及啓発の取組を行った。

消費者の信頼確保に向けた取組としては、牛トレーサビリティ制度の信頼確保のため、生産段階、流通段階において立入検査等を実施した。また、小売店等で販売されている牛肉の一部を検査機関に送り、と畜直後の枝肉から採取したサンプルとDNA照合による鑑定を行った。

米トレーサビリティ法制度の普及啓発のため、関係者に対する説明会等により制度内容の周知を行うとともに、同法に基づく取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達が適正に行われているか確認するため、米飯を提供する外食事業者等に対して、巡回立入検査を実施した。

さらに、米穀の出荷販売事業者に対して、新規需要米（米粉用米、飼料用米等）、加工用米等の米が定められた用途に使われているか巡回立入検査を実施した。

食品表示の適正化については、調査や普及啓発を行うとともに、「食品表示110番」において、食品の不適正な表示等に関する情報を受け付けた。

また、安全な食品の供給に加え、消費者に食品安全に関する知識と理解を深めていただくため、道内で「消費者セミナー」を計7回開催した。

また、庁舎内の消費者コーナー、道内各地で消費者団体等が行うイベントにおいて、日本型食生活の普及・啓発及び農林水産行政の理解増進に向けた情報発信を行った。

(エ) 6次産業化の推進に向けた取組

北海道における平成26年度の6次産業化の取組状況は、事業体数は3,460件、年間販売金額は1,455億円となっているが、全国に占める北海道の農業産出額の割合（13%）と比較すると、北海道が全国に占める6次産業化の年間販売金額の割合は（8%）と低い状況になっている。このことは、北海道が6次産業化を更に拡大できる大きな可能性を秘めていることを示唆していると言える。

また、北海道では訪日外国人を含めた旅行者が増大していることから、この機会を捉え、北海道の魅力ある農林水産物と農山漁村の景観等を活かした、農産物直売所、農家レストラン、農家民宿、観光農園などの事業が拡大し、農林漁業者の所得向上につながることが期待される。

北海道農政事務所では、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定（平成27年度5件）を行うとともに、相談窓口の設置等により、6次産業化を推進した。

また、農林水産省本省、道内関係機関・団体等と連携して、セミナー、説明会、研修会を開催するなど、様々な機会を通じて6次産業化関連施策の周知を行った。

(オ) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組

北海道における農林水産物・食品の輸出額は、4年連続で伸びており、平成27年は823億円で、前年に比べて120億円（対前年比17%）増加している。

今後の農林水産物・食品の一層の輸出拡大を図るため、農林水産省が事務局を務める「農林水産物等輸出促進全国協議会」（平成17年4月設立）の地方ブロック機関として、平成28年1月に北海道農政事務所は「北海道地域農林水産物等輸出促進協議会」を設置し、各構成員の取組や支援策などについて情報共有を行い、北海道地域における輸出に関する課題への対応等について意見交換等

を進め、全国協議会との連携を通じ輸出促進を図ることとした。

北海道農政事務所では今後、輸出拡大が期待される品目について明確に目標を設定し、輸出に係る取組を行う事業者を支援する「輸出に取り組む事業者向け対策事業」により、ほたて・サケ・サンマをはじめとする道内水産物・水産加工品、米やながいも、メロン、牛肉などの農畜産物等の輸出拡大の取組を支援した。

また、「輸出戦略実行委員会北海道ブロック意見交換会」を開催し、輸出拡大に向けた課題をテーマに活発な意見交換・情報共有を行った。

さらに、日本貿易振興機構北海道貿易情報センターとの共催で、輸出に初めて取り組む事業者向けの「農林水産物・食品輸出促進セミナー」を開催し、輸出に取り組む際に知っておくべき基礎知識や支援事業について説明の後、個別相談を行いました。

イ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 人・農地プランの作成・見直し状況

北海道内は、全179市町村のうち169市町村が人・農地プランを作成予定であり、平成28年3月末現在、人・農地プランの作成済み市町村は、167市町村（825地域）うち27年度に見直したのは117市町村（541地域）であった。

(イ) 農業経営の法人化の状況

農業従事者の高齢化や離農の増加といった課題を克服し、農業を発展させていくためには、経営管理の高度化、対外信用力の向上、有能な人材の確保、農業従事者の福利厚生の実施及び経営継承の円滑化等の面でメリットのある農業経営の法人化を推進することが重要であることから、北海道においては、平成27年12月に、道内関係機関が連携して法人化を支援していくことを目的とした「北海道農業法人支援連絡会議」を設立し、法人化推進体制を強化している。

また、各地域段階における農業法人等の育成・指導に当たる市町村、農業委員会、農業協同組合の担当職員を対象とした「平成27年度農業法人担当者講習会」を開催した。

なお、道内における平成27年の法人経営体数は1,528法人であり、農業経営体に占める法人経営体の割合は約3.8%となっている。

(ウ) 新規就農者の状況

道内の新規就農者（自営）は、平成27年度は589人であり、内訳は、新規学卒就農者が189人、

Uターン就農者が274人、新規参入者が126人となっている。

また、青年就農給付金については、準備型が199人、経営開始型が612人に対して給付された。

(エ) 担い手への農地集積の状況

農家戸数が減少する中、販売農家の平均経営耕地面積は年々増加しており、平成27年は23.8haとなった。

なお、北海道においては、公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構に指定されており、平成26年度における農地中間管理事業による機構の転貸面積は、3,426haであったが、平成27年度は9,475haと実績を伸ばした。

(オ) 経営所得安定対策

地域農業再生協議会をはじめとする関係機関・団体と密接に連携し、農家に対する加入促進活動等を精力的に取り組んだ。その結果、平成27年度の加入申請件数は、3万200件（畑作物の直接支払交付金：1万7,327件、米の直接支払交付金：1万2,896件、水田活用の直接支払交付金：2万8,797件）となった。

(カ) 需要構造等の変化に対応した取組

「農林水産業・地域の活力創造プラン」において生産調整を含む米政策が見直されることから、北海道においては、生産者や集荷業者が経営判断や販売戦略に基づき、主食用米に限らず、どのような作物をどれだけ生産・販売すれば良いかを判断しようとする意識が着実に浸透していくよう、あらゆる機会を通して米政策の現場へきめ細かな説明を実施した。

米の需給調整の取組についても、自主的取組参考値までの深掘りを目指した取組を推進し、生産数量目標に対して1,700haの深掘りになった。

畑作、園芸については、食品産業のニーズに的確に対応できるよう国産原材料の安定的な供給連鎖（サプライチェーン）の構築に向けて、国産原材料供給力強化支援事業による機械化一貫体系の取組、青果物流通システム高度化事業による他県産と連携した低コスト輸送の実証の取組に対して支援を行った。

酪農、畜産については、人（担い手・労働力確保）、牛（飼養頭数の確保）、飼料（飼料費の低減、安定供給）のそれぞれの観点から、生産基盤を強化するためを定め「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」について、北海道農政事務所では道内6地域説明会を開催し、周知を行っ

た。

また、草地の生産性向上、家畜改良、環境負荷の軽減などの取組への支援を行うとともに、地域における生産基盤を強化するため、関係者が連携・協力して酪農及び肉用牛生産を振興し、地域全体で畜産の収益性を向上させる「畜産クラスター」の推進を行った。

ウ 農村振興に向けた取組

(ア) 多面的機能支払交付金

北海道における平成27年度の実施状況は、農地維持活動については147市町村、取組面積74万6,700haとなった。資源向上支払については、共同活動は147市町村、取組面積が67万6,831haとなり、長寿命化は、16市町村、取組面積が2万9,991haとなった。

(イ) 環境保全型農業直接支払対策

北海道と連携し、農業者の組織する団体等に対して、環境保全型農業直接支払制度の周知を行い、加入促進を図った。

平成27年度は89市町村の農業者等の組織する団体等から240件の申請があり、取組面積は1万1,504ha（全国7万4,180haの約16%）となった。

(ウ) 再生可能エネルギー利用の推進

北海道における再生可能エネルギー電気の割合は、平成26年度時点で19.9%（水力発電除く再生可能エネルギー電気の割合は5.2%）と、豊富な再生可能エネルギーを背景に全国平均より高い値となっている。また、北海道には多様な再生可能エネルギーの賦存量が見込まれることから、その資源を有効に活用することが期待されている。

北海道の再生可能エネルギーの固定買取価格制度における認定設備件数は、平成27年12月末現在で、約3万2,600件となっており、特に、家畜ふん尿などを利用したメタンガス発酵施設の認定件数は、全国125施設のうち北海道が50施設と、全国シェアの40%（全国1位）を占めている。

また、メガソーラーについても、北海道は全国シェアの4.4%（全国6位）を占めるなど国内有数の再生可能エネルギー発電の供給地域となっており、こうした資源の利用により、農山漁村での新たな雇用の創出や所得増加、ひいては農山漁村の活性化が期待されている。

北海道農政事務所では、農山漁村再生可能エネルギー法の施行に合わせて、同法に基づく基本計画の作成に向け道内関係者への周知を行っており、この結果、平成28年3月末現在、道内2箇所

で基本計画を作成しているほか、数箇所では基本計画の作成に向けた調整が進められている。

(4) 関係機関との連携強化

北海道開発局及び北海道森林管理局と相互に関連する施策について、情報を共有し、地域の視点に立つて幅広く検討、調整し連携協力することにより、施策の効果を高めるため、北海道農林連絡会議を開催した。

食品表示の監視・指導等においては、北海道関係部局、保健所、警察等の食品関係行政機関との連携強化を図るため、「北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会」を毎月1回定期的に開催した。また、道内11地域においても、四半期に1回、地区協議会を開催した。

(5) 広報活動

北海道内の農業動向、農業施策等の普及浸透を図るため、「北海道食料・農業情勢報告」や各種統計資料の公表、ホームページによる情報発信など、多様な広報活動を行った。

また、報道関係者等に対して、プレスリリース（41回）を行い、迅速な情報提供を実施した。